

平成21年3月 3日 開会

平成21年3月13日 閉会

(定例第3回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第54号

平成21年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年2月27日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成21年3月 3日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	川 島 正 寿
岩 井 美保子	秋 田 美喜雄
尾 古 博 文	諸 遊 壤 司
足 立 敏 雄	小 原 力 三
岡 田 聰	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録

平成 2 1 年 3 月 3 日（火曜日）

---

### 議 事 日 程

平成 2 1 年 3 月 3 日 午前 1 0 時 開会

1 開会（開議）宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸 般 の 報 告

日程第 4 議案第 11 号 大山町開拓専用水道施設整備基金条例の制定について

日程第 5 議案第 12 号 大山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 13 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 14 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 15 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 16 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 17 号 大山町母子福祉小口貸付条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 18 号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 19 号 大山町道路、普通河川等管理条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 20 号 大山町町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 21 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）

日程第 17 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町観光交流センター）

日程第 18 議案第 25 号 工事請負変更契約の締結について（大山町観光交流センター建築工事）

日程第 19 議案第 26 号 工事請負契約の締結について（旧大山町環境美化センター解体撤去工事）

- 日程第 20 議案第 27 号 町道名和インター線の認定について
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 21 年度大山町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 29 号 平成 21 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 23 議案第 30 号 平成 21 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 31 号 平成 21 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 25 議案第 32 号 平成 21 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 26 議案第 33 号 平成 21 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金  
貸付事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 34 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 35 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 36 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 30 議案第 37 号 平成 21 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 38 号 平成 21 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 32 議案第 39 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 40 号 平成 21 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 41 号 平成 21 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 42 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 43 号 平成 21 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 44 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 45 号 平成 21 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 46 号 平成 21 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 47 号 平成 21 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 41 議案第 48 号 平成 21 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 49 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 43 議案第 50 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 44 議案第 51 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 45 議案第 52 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 46 議案第 53 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金  
貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 47 議案第 54 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 48 議案第 55 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 48 議案第 56 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 50 議案第 57 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

- 日程第 51 議案第 58 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 52 議案第 59 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 53 議案第 60 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 54 議案第 61 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 4 号）  
日程第 55 議案第 62 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 56 議案第 63 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 57 議案第 64 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 58 議案第 65 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 59 議案第 66 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 60 議案第 67 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号）  
日程第 61 議案第 68 号 物品購入契約の締結について（大山町観光交流センター厨房  
備品一式購入）

---

### 本日の会議に付した事件

- 1 開会（開議）宣告
  - 2 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 11 号 大山町開拓専用水道施設整備基金条例の制定について  
日程第 5 議案第 12 号 大山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第 13 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 議案第 14 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 8 議案第 15 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について  
日程第 9 議案第 16 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 10 議案第 17 号 大山町母子福祉小口貸付条例の一部を改正する条例について  
日程第 11 議案第 18 号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第 12 議案第 19 号 大山町道路、普通河川等管理条例の一部を改正する条例について  
日程第 13 議案第 20 号 大山町町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 14 議案第 21 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 22 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）
- 日程第 17 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町観光交流センター）
- 日程第 18 議案第 25 号 工事請負変更契約の締結について（大山町観光交流センター建築工事）
- 日程第 19 議案第 26 号 工事請負契約の締結について（旧大山町環境美化センター解体撤去工事）
- 日程第 20 議案第 27 号 町道名和インター線の認定について
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 21 年度大山町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 29 号 平成 21 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 23 議案第 30 号 平成 21 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 31 号 平成 21 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 25 議案第 32 号 平成 21 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 26 議案第 33 号 平成 21 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 34 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 35 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 36 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 30 議案第 37 号 平成 21 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 38 号 平成 21 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 32 議案第 39 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 40 号 平成 21 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 41 号 平成 21 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 42 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 43 号 平成 21 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 44 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 45 号 平成 21 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 46 号 平成 21 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 47 号 平成 21 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 41 議案第 48 号 平成 21 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 42 議案第 49 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 43 議案第 50 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 44 議案第 51 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 45 議案第 52 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 46 議案第 53 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金  
貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 47 議案第 54 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 48 議案第 55 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 48 議案第 56 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 50 議案第 57 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 51 議案第 58 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 52 議案第 59 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 53 議案第 60 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 54 議案第 61 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 55 議案第 62 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 56 議案第 63 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 57 議案第 64 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 58 議案第 65 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 59 議案第 66 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 60 議案第 67 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 61 議案第 68 号 物品購入契約の締結について (大山町観光交流センター厨房  
備品一式購入)

---

**出席議員 ( 1 9 名 )**

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 1 番 近 藤 大 介           | 2 番 西 尾 寿 博   |
| 3 番 吉 原 美智恵           | 4 番 遠 藤 幸 子   |
| 5 番 敦 賀 亀 義           | 7 番 川 島 正 寿   |
| 8 番 岩 井 美保子           | 9 番 秋 田 美喜雄   |
| 1 0 番 尾 古 博 文         | 1 1 番 諸 遊 壤 司 |
| 1 2 番 足 立 敏 雄 (午後 欠席) | 1 3 番 小 原 力 三 |
| 1 4 番 岡 田 聰           | 1 6 番 椎 木 学   |
| 1 7 番 野 口 俊 明         | 1 8 番 沢 田 正 己 |
| 1 9 番 荒 松 廣 志         | 2 0 番 西 山 富三郎 |
| 2 1 番 鹿 島 功           |               |

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 柏 尾 正 樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	副町長……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	代表監査委員……………	椎 木 喜 久 男
総務課長 ……………	田 中 豊	企画情報課長 ……………	野 間 一 成
住民生活課長……………	小 西 廣 子	税務課長 ……………	中 田 豊 三
建設課長 ……………	押 村 彰 文	農林水産課長 ……………	池 本 義 親
水道課長 ……………	舩 田 晴 夫	福祉保健課長 ……………	戸 野 隆 弘
人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋	観光商工課長 ……………	小 谷 正 寿
大山振興課長 ……………	福 留 弘 明	診療所事務局長……………	斎 藤 淳
地籍調査課長……………	種 田 順 治	教育次長……………	狩 野 実
社会教育課長 ……………	小 西 正 記	学校教育課長……………	西 田 恵 子
幼児教育課長 ……………	高 木 佐 奈 江	農業委員会事務局長…	高 見 晴 美

---

午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。ただいまから互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。本日より3月定例議会が始まるわけでございます。この定例議会は、合併後、17年の合併後ですね、4年間議員としていろいろと慎重審議してきたわけでございますが、いよいよもってこの最後の議会となります。最後の議会とはなりますけれど、皆さん方、執行部等、予算といたしましても、骨格予算と言いながらもですね、非常に大きなウエイトの占めた予算でございます。われわれの議会生活の4年間、有終の美を飾っていただきまして、慎重審議していただきますことを希望いたしまして、この定例議会を始まる前にですね、ご挨拶とさせていただきますと思います。執行部の皆さん方もよろしくお願ひしたいと思います。

それではただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、平成21年第3回大山町議会定例会を開催します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番 岡田 聡君、13番 小原 力三君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの11日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧してください。12月定例会において可決された意見書は、12月25日に関係方面へ提出いたしました。本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告、長期継続契約締結の報告、地方自治法第181条第1項の規定に基づく「議会の委任による専決処分事項の報告」の3件の報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。みなさん、おはようございます。今期中、最後の定例議会でございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げるしだいでございます。

お許しをいただきましたので、政務の報告をさせていただきます。平成21年度3月定例議会におきます政務の報告を申し上げます。12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課の関係であります。区長会の開催について、1月11日（日曜日）21年初区長会を開催いたしました。町内10地区の区長会長、中山地区・名和地区・大山地区の区長会長を決定、さらに町全体の区長会長さんに中山地区の末次さんを互選いただきました。その後、各課からの連絡事項を伝え区長さんの方からの質疑・要望などいただきました。

また、今回は「これからの地域づくり」ということで町内各集落を取り巻く現状を説明し、今後の地域づくりの方向性を相談していただく体制として、各集落から「話し合

い委員」の選出をお願いしたところであります。

次に、職員の退職についてであります。町職員として、旧町から町政進展のためにご尽力をいただきました中川幸雄水道課課長補佐、森田ゆみ子地域包括支援センター課長補佐が定年により、西田恵子学校教育課長、山根美和子名和学校給食センター所長が勸奨により、3月31日付でそれぞれ退職されることになりました。退職されます4人のみなさんには、在職中におけるご尽力に深く感謝いたしますとともに、今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるものであります。

次に、遊休地の処分についてであります。昨年12月、大山地区佐摩地内にある遊休地について、公募により予定価格を上回った個人と売買契約を締結し、代金の納入をいただいたところであります。今後も、遊休地の処分及び利活用について取組みを進めてまいります。

次に、総務課所管の工事関係の施工状況についてであります。

大山寺消防車庫改築工事を有限会社松本建設が677万9,850円で請負い、施工完了しました。国信地区防火水槽新設工事を有限会社三千代建設が493万5,000円で請負い、工事施工中であります。

次に、分収造林契約の解除についてであります。旧大山町が昭和30年に県行造林地として県と交わっていた分収造林契約の契約期間が満了し、契約を解除することといたしました。

造林契約の場所は、米子市淀江町稲吉字孝麗山1211番2、7.26ヘクタールであります。分収割合は県55%、町45%ですが、評価できる立木が少なく、分収交付金は0円で、現状のままの契約解除の予定であります。

次に、企画情報課関係であります。

まず、住民自治組織によるまちづくりについて、少子高齢化や晩婚化などで人口が減り、人口構成の変化にともない活力が失われつつある現状の中で、今後のまちづくりを考えるため「まちづくり講演会」を、去る2月28日保健福祉センターなわで開催いたしました。講演会では、「人口減少時代のまちづくり」という演題で法政大学の岡崎昌之教授に今後のまちづくりに向けて示唆に富んだ、とても参考になる話をしていただきました。当日は、約100名もの参加者があり、これからのまちづくりについて皆さんとともに考えるよい機会となりました。

また、現在、旧村単位の10地区に分けて、各地区の区長さんに住民自治によるまちづくりについての趣旨説明を行っており、現段階で、7地区が終了いたしました。本年度中には、全地区終了する予定です。さらに、各区長さんに、まちづくりを話し合っただくための「まちづくり推進員」の選任を依頼しており、今後、この委員さんとともに地域の課題や目標を話し合っていくことといたしております。

次に、人権推進課関係であります。

平成20年度大山町みんなの人権セミナーについて、本セミナーは、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とすると共に、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として年間を通して全日程7回を開催して参りました。最終回は、2月16日に「みんなが幸せになりたい」のテーマで鳥取県連合婦人会会長の井上耐子さんから、男女共同参画についてお話を伺いました。参加者数は延べ454人で1回当たりの受講者数は65名程度となっており、昨年度に比べますと114人の増となっております。今後も、毎回取っておりますアンケートも参考にしながら誰もが参加しやすい充実した講座となりますよう努めてまいります。

次に、福祉保健課関係であります。灯油購入費助成事業について、原油価格高騰に伴い、生活困窮家庭への支援対策としておこなった灯油購入費助成事業につきましては、12月中に職員が対象世帯を訪問し、3,000円分の灯油券を交付しました。

なお対象は、非課税世帯とし、世帯員すべてが施設等に入所又は入院している場合を除いております。2月16日時点での交付世帯数は、1,202世帯であります。

次に、認知症サポーターの養成について、地域ケア体制づくりの一環として、「認知症の人にやさしいまちづくり」を進めるため、本年1月以降、地域の集会所等で「認知症サポーター養成講座」を開催して、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守っていただく「認知症サポーター」の養成に努めています。

この件については、9月議会の一般質問で議員からご提言いただいたことを契機に実施を検討いたしました。そして、県が12月に開催した「認知症キャラバンメイト養成講座」に職員3人が参加し、認知症サポーター養成のための体制を整えて、取り組みをはじめたものであります。現在までに、6回の養成講座を開催し、101人の認知症サポーターを養成しております。

なお今後も引き続き、各集落や団体を対象にこの取り組みを続けるとともに、関係施設等との連携や相談支援も積極的におこない、認知症を地域で見守る体制づくりを進めます。

次に、特定健診と特定保健指導について、今年度から国の医療制度改革により、40～74歳の方の特定健診と特定保健指導を、各医療保険者の責任で行うことが義務付けられております。町がおこなう国民健康保険加入者に対しての特定健診は、1月末時点で871名の方が受診しておられます。そして、特定健診の結果に基づき、生活習慣の改善の必要性に応じて「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3段階に分かれて保健師、管理栄養士が支援を行っています。

現時点では、動機付け支援の対象者は60名、積極的支援の対象者は8名の計68名であり、そのうち保健指導を受けることを承諾された12名の方に対し、保健指導をおこなっております。また、情報提供は受診者全員におこなっております。

次に、農林水産課関係であります。

まず遊休農地対策の取り組みについて、遊休農地解消に向けた取り組みとして、大山町地域耕作放棄地対策協議会を平成20年12月24日に設立し、平成20年度の国の一次補正による、「耕作放棄地再生利用推進事業」を活用し、今年度、耕作放棄地解消の大山町内モデル地区として、国営事業により造成した、持倉団地を選定し、今年度の取り組み箇所として事業実施を進めております。

次に、漁村再生交付金事業についてであります。御来屋漁港整備工事（ブロック製作その1）を2,257万5,000円で株式会社おかだが請負施工中であります。みなと整備交付金事業について、御崎漁港防波堤整備工事（ブロック製作その2）を793万8,000円で株式会社大山緑化建設が請負施工中であります。

次に、災害復旧事業についてであります。平成20年災47-201用水路災害復旧工事を156万6,600円で有限会社野口商事が請負、完了いたしました。新農業水利システム保全対策事業について、住吉樋門設置工事を202万6,500円で有限会社八晃建設が、中尾樋門改修工事を383万2,500円で有限会社権田工務店が、赤坂樋門補強工事を71万4,000円で有限会社林原工業が、西坪地区外用水路改修工事を59万8,500円で有限会社前田建設が、茶畑・谷田用水路改修工事を115万5,000円で有限会社ミヤサトが、長野水路改修工事を341万2,500円で大鉄工業株式会社米子支店が、それぞれ請負施工中であります。

鳥取県市町村交付金事業についてであります。前地区樋門設置工事を189万円有限会社原田建設が、坊領地区樋門設置工事を162万7,500円で有限会社権田工務店が請負施工中であります。

次に、建設課関係であります。道路改良、町営住宅営繕工事について、今在家団地圧力タンク取替工事を334万3,200円で有限会社モロユ水道が、中高（中）団地床他修繕工事を587万1,600円で有限会社大工屋が、町道種原大野線改良工事を4,709万8,800円で有限会社松本建設が、町道高橋樋谷線改良工事を328万5,450円で松岡建設有限会社が、町道荘田長田線改良工事を505万7,850円で有限会社モロユ水道が請負、完了いたしました。町道山村文珠領線舗装工事を997万5,000円で株式会社所子建設が、町道上中高末長線改良工事を430万5,000円で有限会社林原工業が請負、施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。

まずスキー場の営業状況について、今シーズンは、昨シーズンより営業開始が早かったものの、不景気の影響もあってか、客足が伸びず、2月に連休がなかったこともあり、2月中旬で昨シーズン同期を下回る営業成績となっております。

また、地球温暖化の影響で、2月にまとまった雪が降らず、3月の営業を心配しているところでもあります。

大山スキー場全体の営業成績は2月21日現在で、前年に比して、マイナス9%、前々年比、マイナス9%という状況になっております。町営中の原スキー場は前年比マイナス5%、前々年比はプラス10%という状況であります。

残されたシーズン、できるだけコンディション維持に努める等、営業成績の確保を図りたいと考えております。

緊急経済対策（大山町商工会地域経済活性化商品券販売事業）の実施状況についてであります。昨年末に大山町商工会が事業主体となって取り組まれましたお買い物券事業につきましては、県下に先駆けた取り組みとしてマスコミにも大きく取り上げていただいた効果もあり、12月22日から1,100万円分のお買い物券の発行を開始し、正月8日間で全てのお買い物券の発行を完了いたしました。町民の皆様にも好評で、3月末の使用期限に対し2月16日現在で約80%の券が使用されて商工会に回収されており、好調な使用状況となっております。

また、第2弾となります定額給付金の地元還元による地域経済の活性化を目的とした1億2,000万円分のお買い物券事業につきましても、商工会との連携を図りながら、定額給付金の支給時期に合わせた4月1日からの発行開始に向けて準備を進めているところであります。

次に、所子工業団地造成事業についてであります。

所子工業団地の造成事業につきましては、団地に隣接する新設町道内への上下水道の布設工事を完了し、現在、所子工業団地造成工事を2,383万5,000円で有限会社八晃建設が請負工事中であります。

次に、大山振興課関係であります。

まず、米子高島屋における伯耆町との共同出店について、12月25日から30日までの間、米子高島屋におきまして大山恵みの里公社と伯耆町産業ネットワーク準備協議会とが共同で物産即売展を行ないました。大山ブランド発信が目的で、高島屋の1階に特設コーナーを設け、大山山麓の恵みの品々を展示販売いたしました。こうした他町との共同出店は初めての取り組みでしたが、お客様からは新鮮なもの、珍しいもの、おいしいものがふんだんにあり、常設売り場を求める声もありました。今後も伯耆町をはじめ大山山麓の連携を強化し、商品力や情報発信力の強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、鳥取銀行との業務連携協定の締結についてであります。1月23日、鳥取銀行と大山恵みの里公社は「業務連携・協力に関する協定」を締結いたしました。これは、昨年9月の山陰合同銀行との協定締結に続くもので、販路開拓紹介にとどまらず、新商品開発や人材育成などでも協力していくこととしたもので、この日稲垣頭取と私の間で協定書をかわしました。今後大山の恵みがより一層広がっていくことを期待しているところであります。

次に、大山町観光交流センターの進捗状況についてであります。

事業の進捗につきましてご心配をおかけしておりますが、道の駅「大山恵みの里」として申請を行ない、その後天候にも恵まれてほぼ順調に工事は進捗し、現在内装工事を鋭意施工中でございます。物品の発注も随時行なっており、今月中旬頃には道の駅の登録証も交付される見込みとなっております。併せまして、隣接します国土交通省さんの（仮称）名和パーキングの工事も順調と伺っております。年度開けの4月4日（土曜日）には道の駅開設祝賀式典を予定いたしておりますので、議会の皆様方にも是非ご臨席賜り、オープンを祝っていただければと思っております。

次に、地籍調査課関係であります。

地籍調査事業について、平成21年2月20日付けで、長野、松河原、下市の各一部の成果が認証となりました。岡、下市、上市、平木、神原、上中高、野田、中高の各一部について現在調査中であります。

次に、診療所事務局関係であります。備品購入関係について、大山口診療所と大山口リハビリセンターの統合に伴う事務の合理化を図ることと、平成22年4月に義務化される診療報酬請求のオンライン化が可能であるレセプトコンピューターを導入しました。

機種を選定にあたっては、直接業務に携わる診療所現場の意見を参考に、導入実績のあるメーカーや他の医療機関などで評判の高い4社の製品を選び、操作性や視認性を中心にデモンストレーションを行いました。

最終選考では、その評価をもとに2社の製品に絞り込み、これらの製品を取り扱う4業者を指名して、導入実績やサポート体制、5年間の維持管理費などでの比較検討を行いました。その結果、日本医師会の研究事業プロジェクトで製品化されているオルカシステムを取り扱う米子市両三柳4571番地13 株式会社大共（だいきょう）代表取締役 足立延愛（のぶよし）と平成21年1月22日に73万2,900円の物品購入契約を締結し、2月25日に納品が完了いたしました。

次に、農業委員会事務局関係であります。

視察研修について、1月13日（火）～14日（水）の2日間、農業委員22名と事務局2名の計24名で県外視察研修を実施しました。1日目は岡山県総社市の「吉備路農園」、2日目は愛媛県内子町の「内子フレッシュパークからり」を訪問し、有意義な研修を行うことができました。内容等につきましては、広報3月号に掲載いたしております。

次、中山支所総合窓口課関係であります。

工事関係について、下市駅前水害対策工事を740万2,500円で、有限会社山下水道設備が請負、施工中であります。

次、テレビ設置について、中山支所玄関フロアーにテレビを設置し、来庁された皆さんに大山町3チャンネルを見ていただけるようになりました。

次に、学校教育課関係であります。

まず、「大山地区の小学校のあり方」について、教育委員会では、昨年11月27日「大山地区の小学校のあり方について」の教育審議会答申を受け、答申の内容を「広報だいせん」と町のホームページに掲載するとともに、住民説明会を赤松公民館、大山農村環境改善センター、大山公民館で行い、住民の皆様の意見を伺いながら検討をしてきました。2月16日に定例教育委員会を開催し、赤松分校は、平成22年4月を目途に大山小学校に統合する。これに伴い、平成21年度は教育課程等のスムーズな移行のための調整期間とする。赤松分校校舎の耐震工事は実施しない。大山地区の小学校は、当面、大山小学校、大山西小学校の2校体制を維持する。という方針を決定しました。今後、平成22年度本校での授業に向けて保護者とも話し合いを持ちながら、進めていきたいと考えています。

次に、外国語指導助手業務委託について、大山町では、平成19年度から外国語指導助手業務を民間委託して、英語活動や国際理解教育の推進を図っております。2月3日に、外国語指導助手（ALT）業務委託事業審査会を開き、委託費、業務の実績、意欲、実施体制、管理体制などを総合的に審査し、その結果、平成21年度から3年間、有限会社イングリッシュ・スクールに業務委託することに決定しました。

次に、学校給食業務の民間委託についてであります。

平成21年度から学校給食の調理業務を民間委託するにあたっては、給食調理員として雇用している嘱託・臨時職員について希望者を優先的に雇用するよう業者に働きかけておりました。学校給食センター、保育所等合わせて19名の希望がありましたが、希望者の全員を雇用していただくように決定しました。今後とも平成21年度からの新体制に向けた円滑な移行に努めてまいります。

次に、社会教育課関係であります。

大山町成人式について、平成21年「大山町成人式」を1月4日に開催いたしました。昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれの女性113名、男性101名の合計214名の新成人対象者でしたが、当日は169名の出席があり、来賓の皆様とともに新成人の門出をお祝いいたしました。

昨年に引き続き、新成人から実行委員を公募し、中学時代の写真のスライド上映や大山町の特産品をそろえたビンゴゲーム、記念の寄せ書きを実行委員が企画し、交流会の進行をしました。中学校時代の恩師や友達と久しぶりに出会い近況を語り合い、また懐かしい写真のスライドを前に感嘆の声をあげながら楽しい時間を過ごしました。

次に、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。

1月27日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から女子8名、男子8名の児童、引率3名が来町されました。中山地区2家族、名和地区1家族、大山地区5家族に民泊家庭として受け入れていただき、民泊受入児童との大山でのスキー交流、列車乗車体験、

水木しげるロード見学のほか、大山小学校を訪問して交流を行いました。今回は21回目でしたが、20年を越えるこの事業の、今後のさらなる交流の継続を確認し合いました。今年の夏には本町児童が嘉手納町を訪問し交流を深め、両町の発展に寄与したいと思っています。

次に、生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会についてであります。

2月1日、保健福祉センターなわを会場にして「大山町生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会」を開催しました。午前は、百人一首大会に50人、着せ替えミニ絵本づくり教室に30人が参加し、古典文化や絵本の楽しさにふれました。午後からは、講演、実践発表を行い、約130人の方に参加いただきました。講演では「テレビ、ビデオ、コンピュータゲームが子どもの心に及ぼす影響」と題し、岡山市在住でキッズ21子育て研究所所長の片岡直樹氏から、過度なメディアとの接触が乳幼児や児童の心の発達に影響を与えることを、事例をもとにお話しいただきました。

また、ボランティア活動の実例、家庭で取り組むPTA活動、保育所での絵本とのふれあい活動についての実践発表があり、生涯学習を通して、ひとづくり、まちづくりについて考える機会となりました。

次に、国体記念スキー大会の開催についてであります。

第37回国体記念スキー大会を2月20日に大山スキー場で開催をしました。幼児から中学生のクラスに、ジャイアントスラロームに127名、クロスカンントリーに38名のエントリーがあり、熱戦が展開されました。

今年の大会は、雪不足と当日の降雨により、コース設定や運営に苦勞しましたが、役員の皆様のご尽力により、けが人もなく、無事終了することができました。

次に、徴収金関係であります。

未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押211件、執行停止17件、水道の給水停止1件、給水停止予告4件等であります。なお、徴収実績は、別添一覧表のとおりであり、各課の取り組みについては以下のとおりであります。

まず税務課・滞納対策室であります。

各税及び介護保険料等の現年分の徴収については、従来どおり電話催告、臨戸徴収に取り組むとともに、一部悪質な滞納者の財産差押を完了しました。滞納繰越分については、差押えしました動産について第2回目のインターネット公売を実施し、見積額43,500円の約3倍の118,275円の成果がありました。現在引き続き、第3回目のインターネット公売中であります。今後は従来の取り組みに加え、不動産公売も視野に入れて徴収に努めます。また介護保険料の滞納につきましても、福祉保健課と連携し、法に則した給付制限も実施するなどし、徴収に努めております。

次に、建設課関係です。

町営住宅家賃の徴収については、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。また、短期滞納者については、滞納解消に向け電話や臨戸訪問で確約をいただき随時口座振込みにて引き落としも行っております。長期滞納者についても引続き滞納解消にむけて電話での督促、臨戸訪問を繰り返しながら取り組んでおります。

次に、水道課です。

水道料金等の徴収については、引続き電話での督促、臨戸訪問を実施し面談を繰り返しながら徴収に取り組んでいます。

なお、前回政務報告以降水道料金を3ヶ月以上滞納している4世帯について給水停止予告書を送付し、料金納付、分納誓約書等の提出のない1世帯について給水停止を実施したところであります。下水道料金についても上水道同様に滞納額減少に向けて努力しています。

次に、人権推進課であります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、随時口座引落をお願いしているところで、滞納分については2月末現在で約10万円を増加をし毎月36万3,000円。1月には、来庁要請を28名に行い、再々償還して頂くように要請しているところであります。また、借受人、相続人も含めてであります。連帯保証人（2人）ともに償還が困難な場合、国の助成を検討・協議しているところであります。「貸金返還訴訟」のその後については、不動産強制競売事件として、鳥取地裁米子支部において今年5月に不動産（土地・建物）であります。この売却を実施することになっております。

次に、学校教育課です。

給食費の滞納分の徴収については、計画を立て支払日を定めて訪問徴収を行っております。訪問前に必ず電話で確認してから伺うようにしておりますが、留守の場合もあり、その場合は、訪問した旨のメモを置いて帰ります。給食センター所長と学校教育課職員が2名ずつで徴収に取り組んでいるところであります。

次に、幼児教育課です。

保育料の徴収は徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っています。滞納繰越分については、確約書により毎月徴収いたしております。現年度分については、納付が3カ月分以上滞ることがないように、督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、徴収に努めておるところであります。以上で政務の報告を終わります。

続きまして、報告第1号 長期継続契約締結の報告について、本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。以上で、報告第1号の説明を終わります。

続いて報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について、本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。専決処分を行った案件の概要につきましては、お手元に配布しております「専決処分報告書」のとおりであります。以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 議案第11号から日程第17 議案24号  
及び日程第20 議案第27号**

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第11号 大山町開拓専用水道施設整備基金条例の制定についてから、日程第17、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町観光交流センター）まで、及び日程第20、議案第27号 町道名和インター線の認定についてまでの計15件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第11号 大山町開拓専用水道施設整備基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「大山町開拓専用水道施設整備基金」の設置について、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

設置の目的は、永年を経過し老朽化の進んだ施設を計画的に整備するため基金を設けるものであります。

条例の内容は、第1条から第7条で構成をし、設置の目的、積立方法、基金管理、処分等を定めております。

なお、施行の日は、平成21年4月1日としております。以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第12号 大山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本町では、人事院勧告にもとづき勤務時間を平成21年4月1日から週38時間45分、1日7時間45分とするよう条例改正を行いましたが、この改正に伴い大山町職員の育児休業等に関する条例及び大山町職員の給与に関する条例についても所要の改正が必要となったため、改正を行うものであります。

なお、第2条大山町職員の給与に関する条例中、第8条の2第1項の改正は平成20年の人事院勧告において、医師の確保を図るため、初任給調整手当の改定が勧告され、それに従って改正を行うものであります。これで、議案第12号の提案理由の説明を終

わかります。

続いて議案第13号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が平成21年2月12日に公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、介護納付金の賦課限度額について、平成18年度以降9万円としているところではありますが、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し中間所得層の負担軽減を図るため賦課限度額を9万円から10万円に見直すこととしたものであります。来年4月1日から施行し、平成21年度分から適用するものであります。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第14号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

総務省において、住民基本台帳カードの普及促進を図るための地方財政措置で平成20年度から平成22年度の3年間に限り、住民基本台帳カードの手数料を無料とする市町村に対して、特別交付税の加算措置が講じられることになったところですが、現在までの行政の取り組みはまちまちでありました。近隣住民から市町村間で違いがあるのはおかしいとの声を受け県内中部の町村は、連携をとりながらすでに見直しをおこなっているところでもあります。このような背景を踏まえて、西部地区においても近隣の町村と連携を取りながらすすめることといたしました。

また、近年、写真付住基カードは、運転免許証等のない住民の本人確認書類として、重要性が増しているところでもございます。本案の改正内容として、現在交付手数料500円としているところを、平成21年4月1日から2年間手数料を徴収しないこととするものであります。新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。これで、議案第14号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第15号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、「大山町国民健康保険直営診療所条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。第2条名称及び位置についてありますが、大山口診療所と大山口リハビリセンターの統合に合わせまして、統一名称を大山口診療所とし、施設の位置を大山町末長290番地7から大山町末長483番地3に改めるものであります。これに伴い、大山口リハビリセンターの名称及び位置を削除するものであります。

第3条診療科についてではありますが、大山口診療所の現在の診療科にリハビリテーション科と心療内科を加え、大山口リハビリセンターの診療科を削除するものであります。

また、名和診療所の診療科目は、内科・小児科・放射線科であります。放射線科については放射線診断と放射線治療ができる環境にありませんので、実態に合わせて診療科目から放射線科を削るものであります。

なお、施行の日は、平成21年4月1日としております。以上で、議案15号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第16号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、関係法令の改正に伴い、関係条文の整備を行うもので、主な改正点は、次のとおりであります。

一点目は、3年に1回見直しを行います介護保険料について、第3期の平成18年度から平成20年度の介護給付費が増加傾向にあり、第4期においてもその傾向は続く見込みであること。また平成21年度からの介護報酬の改正、さらに第1号被保険者と第2号被保険者との人口割合の変化から保険料の負担割合が変更となり、第1号被保険者の保険料負担が増加する等の状況により、基準額を現在の月額4,000円から4,450円に改正することに伴い、関係条文の整備を行う点であります。

二点目は、平成21年度からの介護報酬の改正に伴う保険料増額についてその軽減措置として平成21年2月臨時会で可決・承認いただきました「介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」により、平成21年度から平成23年度までの特例として保険料の軽減をおこなうことを附則により整備を行う点であります。

三点目は、延滞金について上位法である介護保険法との整合性を図るため、関係条文を整備するものです。以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第17号 大山町母子福祉小口貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

町は、母子福祉小口貸付事業をおこなう大山町母子会に対して、予算の範囲内においてその必要とする資金の貸付をおこなっております。この条例では、町が母子会に対して資金を貸し付ける場合の条件、及び母子会が母子世帯に貸付けする条件を定めております。

改正内容は、貸付額について現行の1世帯につき5口5万円以内を10万円以内に、貸付期間について3カ月以内を1年以内とするほか、連帯保証人についての規定を新設するものです。以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第18号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、国において平成20年1月18日の政令改正、県においては平成20年10月21日に条例改正されたことに伴い、国、県の占用料と整合を保つため所要の改正を行うものであります。

改正のポイントは、全国的に地価下落の状況が著しく、占用料の基礎となる地価水準が下落していることにより、道路占用料単価を見直し、引き下げることが改正の主なものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第19号 大山町道路、普通河川等管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町道路占用料徴収条例の一部改正に伴い見直された町道占用料と、町道以外の大山町が所有する道路、普通河川等の占用料の均衡を保つため所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、本条例の現行の占用料を町道占用料と同額とするため、占用料単価を見直し、引き下げるものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第20号 大山町町営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本案は、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保等のため、公営住宅における暴力団排除の基本方針とその実効を期すため警察との連携を強化する旨の通達を国から受け、この趣旨に基づき所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、条例第6条(入居者の資格)に「暴力団員でないこと」、第10条の2(同居の承認)に「暴力団員であるときは同居の承認をしてはならないこと」、第17条(入居者の保管義務)に「暴力団員の住居として使用させる行為をしてはならないこと」、第25条(住宅の明け渡し請求)に「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき、町営住宅の明け渡しを請求できること」を条例に追加し、町営住宅における暴力団排除に係る措置を明確化するものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第21号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案の改正点は大きく分け二点あります。

一点目は、特定公共賃貸住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保等のため、公営住宅における暴力団排除の基本方針とその実効を期すため、警察との連携を強化する旨の通達を国から受け、この趣旨に基づき所要の改正を行うものであり、二点目は、入居資格の中の入居者の所得基準の下限値を見直し改正するものであります。

改正の主な内容としましては、条例第6条(入居者の資格)に「暴力団員でないこと」、

第27条（同居の承認）に「暴力団員であるときは同居の承認をしてはならないこと」、第29条（住宅の明渡し請求）に「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき、特定公共賃貸住宅の明け渡しを請求できること」を条例に追加し、特定公共賃貸住宅における暴力団排除に係る措置を明確化するものであります。

次に、入居者の所得基準の見直しにつきましては、現行の一月当たり所得基準下限額を20万円から15万8,000円に引き下げるものであります。

これは、公営住宅法が改正され、公営住宅の入居者の所得基準の上限額が20万円から15万8,000円に引き下げられたことにより、公営住宅と特定公共賃貸住宅の入居基準額の整合を図るため、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正されたことによるものであります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第22号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、「大山町水道事業の設置及び給水に関する条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容は、種原簡易水道が簡易水道統合整備事業により大山寺地区上水道と統合され、給水区域の変更が必要になったこと、また、豊房簡易水道が完全町営化され水道使用料の改正が必要になったことに伴い条例の一部を改正するものであります。

なお、施行の日は、平成21年4月1日といたしております。以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせん）の提案理由についてご説明をいたします。

本案は、大山町福祉センターなかやま及び大山町保健福祉センターだいせんの管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。両施設は、平成18年9月1日から、社会福祉法人大山町社会福祉協議会を指定管理者として、管理を委託してまいりました。この契約期間は平成21年3月31日をもって終了いたしますが、平成21年4月1日から、同協議会に対し、あらためて指定管理者の指定をするものであります。

社会福祉法人大山町社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない法人であり、現在に至るまで当該施設の指定管理者として、公平な福祉事業を展開し良好な管理業務の実績がございます。

また、当該施設が高齢者や障がい者の在宅生活を支援する場であることを念頭に置き、社会福祉協議会の目的を推進するに必要な施設としてとらえ、町の委託事業である地域支え合い事業の拠点として、さらには独自事業として介護保険による通所介護事業等を

展開している現状であります。

このような実績と、両施設の特質を考慮し、「鳥取県西伯郡大山町赤坂764番地 社会福祉法人大山町社会福祉協議会会長 明里好弘」を公募によらない候補者として選定いたしました。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間としております。以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について(大山町観光交流センター)の提案理由についてご説明をいたします。

本案は、大山町観光交流センターの管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

大山町観光交流センターの建設工事完成が3月24日の予定となっており、完成後の運営手法について検討してまいりましたが、本施設の運営については、指定管理者による運営を図ることといたしました。

本施設は、大山恵みの里づくり計画推進の中核と位置づけられている施設でありまして、道の駅「大山恵みの里」として活用すべく、道の駅登録を申請しているところであります。24時間利用可能な駐車場、トイレ、情報提供設備を有するほか、本町が誇ります大山の恵みのいろいろを直接手にとって確かめた上購入していただける物産販売機能、大山の恵みを食材として利用した軽食喫茶コーナー、町内の名所や名物、催しや旬の食べ物、立ち寄りどころなどを詳しくご案内し、町内の滞在時間を延ばしていくための情報案内コーナーなども併設し、県西部第1号の道の駅としてだけでなく、大山町の良さを広めていくアンテナショップとして位置づけ、近くのお魚センターみくりやや、みくりや市とも連携を強化して相乗効果が生み出せるようにと考えているところであります。さらに、地元の皆さんが優れた地元産品を入手できる場としても大いに期待をいたしております。

このため、本施設につきましては、この施設の特質を考慮し、「鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 財団法人大山恵みの里公社 理事長山口隆之」を公募によらない候補者として選定いたしました。

ご承知のとおり、財団法人大山恵みの里公社は、大山恵みの里づくり計画の実現に必要な組織として設立された財団であり、既に大山ブランドの確立、町内産品の販路拡大、生産者の組織化などに成果を上げてきており、先ほど述べました本施設の運営目的達成には最適な団体であると考えております。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関

する条例第5条に基づき指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間といたしております。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第27号 町道名和インター線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、山陰道名和インターチェンジ内の自動車専用道路の一部を町道として認定するものであります。この道路は、山陰道名和インターチェンジの自動車専用道路として国土交通省に於いて整備された道路であります。この自動車専用道路に面しパーキングが整備されることとなり、隣にはパーキングと一体的に利用できる「観光交流センター」が現在建築中であります。

このパーキングに、自動車専用道路から普通車の右折、左折での直接出入りを可能とさせ、パーキング、観光交流センター利用者への交通の利便性を高めるためには、パーキング前から県道旧奈和西坪線交差点までの間、自動車専用道路を解除し、一般道路とする必要があります。解除後の、この区間の町道認定をお願いするものであります。

路線名は、町道名和インター線とし、延長は約140mで、起点は大山町名和一般県道旧奈和西坪線交差点、終点を大山町名和山陰道接続点とし、道路法第8条第2項の規程により、議決を求めるものであります。

なお、町道としての認定告示を4月1日に行いたいと考えております。以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分にしたいと思っております。

**午前11時 休憩**

---

**午前11時15分 再開**

**日程第18 議案第25号から日程第19 議案26号  
及び日程第61 議案第68号**

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。

日程第18、議案第25号 工事請負変更契約の締結について（大山町観光交流センター建築工事）から、日程第19、議案第26号 工事請負契約の締結について（旧大山町環境美化センター解体撤去工事）まで、及び日程第61、議案第68号 物品購入契約の締結について（大山町観光交流センター厨房備品一式）の、計3件を一括議題にします。なお、この3件については、本日、質疑、討論、採決まで行いますので、よろしくお願ひします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それではただいまご上程いただきました3議案について

提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第25号 工事請負変更契約の締結について(大山町観光交流センター建築工事)、提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年2月27日付けで大山町観光交流センター建築工事の変更仮契約を締結したところであり、この工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、大山町観光交流センター建築工事であります。変更後の契約金額は、6,146万4,900円で、元請負代金に対する増減額は、938万4,900円の増額であります。工期と契約の相手方に変更はありません。

変更の内容は、道の駅登録及び隣接パーキングエリアとの接続に関連いたします、インターロッキングブロック、階段ブロック、障がい者スロープ、看板等の設置経費と構内受電配電設備の変更などであり、以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第26号 工事請負契約の締結について(旧大山町環境美化センター解体撤去工事)であります。議案第26号 工事請負契約の締結についての提案理由の説明をいたします。

本案は、平成21年2月26日付けで工事の仮契約を締結したところであり、この工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、旧大山町環境美化センター解体撤去工事であります。契約金額は、4,200万円。工期は、議会議決の翌日から平成21年9月30日まで。契約の相手方は、米子市西福原4-11-31株式会社オーク建設 代表取締役 小野政彦、契約の方法は、プロポーザル方式であります。以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第68号 物品購入契約の締結について(大山町観光交流センター厨房備品一式)の提案理由の説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

4月に道の駅としてオープンを予定いたしております大山町観光交流センターで使用いたします各種厨房機器39品目を、国の「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」を活用して一括購入するもので、12月27日に指名競争入札を執行し、同日付で物品購入仮契約を締結したところであり、

契約金額は、税込みで861万円、契約の相手方は、米子市皆生6丁目10番35号  
有限会社 エフエスエーシステムズ 取締役 千久谷恵美子です。

なお、納入期限は平成21年3月25日といたしております。以上で議案第68号の  
提案理由の説明を終わります。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第25号 工事請負変更契約の締結について(大山  
町観光交流センター建築工事)、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 川島正寿君） 議長、7番。

○議長（鹿島 功君） 7番 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 確認の意味でお尋ねいたしますが、12月26日に工  
が発注されたわけなんです、3月の工期いっぱい非常に短く感じておりました。に  
も関わらずこのたび900万からの追加工事になっております。今、町長は契約の相手  
工期には変更はございませんということをおっしゃっていただきましたが、大丈夫  
でしょうか。それをちょっと心配しますので確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの質問には担当課長から答弁させてい  
たします。

○議長（鹿島 功君） 大山振興課長。

○大山振興課長（福留弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。ご心配いた  
だいております工期内完工でございますけれども随時施工業者とは、打ち合わせを行  
っておりまして、現段階のところでは予定工期3月24日までは、竣工する予定でござ  
います。以上です。

○議員（7番 川島正寿君） 了解。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行  
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第  
25号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可  
決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第26号 工事請負契約の締結について（旧大山町環境美化センター解体撤去工事）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（鹿島 功君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 入札価格にかなりの差がございますが、プロポーザルの内容について、ダイオキシンの飛散防止とか、解体した材料の処置とか、そこら辺りの差はどれくらい、どういう内容の差があるのか。金額の高いところと、次点との比較でもいいんですがお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 岡田議員さんのご質問でありましたけども、次点との差が1,500万ほどありましたけども、これにつきましてはアスベスト等の撤去の方法等については、大差がないものでございましたが、その施設の中を外に漏れないように防止する方法と、建物全体の一部を囲う方法との差がありました。で、その辺のところにつきましては、専門の施工監理業者等のアドバイスを受けまして、その辺のところについては、金額を、の差についてはその評価を覆すほどの差には当たらないというところで判断をしたところでございます。

○議長（鹿島 功君） いいですか。他に質疑はありませんか。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） はい、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） この件につきましては以前教育民生の常任委員会の中で話があったと思います。この施設についての解体工事は2期に亘ってするというような案があったのですが、これは1期目ということなんでしょうか、確認しておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 1期、2期ということではなくて、12月の補正で債務負担をお願いをしておるところでございまして。ですので、この契約を承認いただきましてから、工事に掛かりまして来年の9月末を今の工期としておりますけども、その間

にする工事でございますので、1期工事、2期工事ということではございません。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） それでは確認ですが、これで解体工事は終わるといことなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○住民生活課長（小西広子君） はい、そのとおりでございます。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、了解しました。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第68号 物品購入契約の締結について（大山町観光交流センター厨房備品一式）、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第68号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第28号から日程第41 議案48号

○議長（鹿島 功君） 日程第21、議案第28号 平成21年度大山町一般会計予算

から、日程第41、議案第48号 平成21年度大山町索道事業会計予算まで、計21件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。それではただいまご上程をいただきました議案第28号から議案第48号まで、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第28号 平成21年度大山町一般会計予算であります。予算の提案に合わせ、施政の方針も合わせてご説明を申し上げたいというふうに思います。

政府は21年度予算編成にあたり、未曾有の世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、閣議決定された「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこととしたところであります。

具体的な予算の配分に当たっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中することとなりました。

これを受けての地方財政対策は、景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等となり、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれました。

このため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「基本方針2006」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、定員の純減・給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図ることとする一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえた地方交付税の増額と地方六団体の要望を踏まえた地方財政計画の歳入歳出の適切な積み上げに取り組むこととなり、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、雇用創出等のため地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとなったところであります。

この地方交付税1兆円増額をうけた歳出の増額は、「生活防衛のための緊急対策」としての「地域雇用創出推進費」の創設などで、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するように求めているものであります。

このたび創設された「地域雇用創出推進費」は平成21年度と22年度の2カ年限りの措置で、地域の実情に応じて雇用の創出を推進できるよう、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなっております。

また、地方財政計画のうえでは、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中、経費全般について徹底した節減合理化に努めたものの、地方全体の財源不足が約10兆4,600億円にのぼるものと見込まれており、そのため、この財源不足を国と地方で折半することとし、地方負担分については、地方財政法上特例となる地方債（いわゆる臨時財政対策債）の発行により補てんすることとなっております。

さて、本町の状況であります。平成18年度の決算状況から財政推計したところ平成22年度には赤字に転落することが想定されたことから、平成19年度においては、「行財政改革審議会」の答申をいただいて策定した「本町の行政改革大綱及び集中改革プラン」に基づき、また、議会の「行財政調査特別委員会」から補助金の見直し・削減、指定管理者制度の活用、町有財産の有効活用、組織機構の見直しなど7項目にわたる提言をいただいたことを真摯に受けとめ、具体的な改革案を内部でとりまとめ、議員の皆さんへのご説明や区長会での説明、住民説明会の開催により住民合意を図りながら昨年4月からの組織機構の見直しを実現したところであります。また、合併以降、職員の給与カット、職員の削減、公共施設の指定管理者制度の導入、遊休町有地の売却や各種補助金の見直しにも取り組みました。

平成17年3月の合併以降も、予想以上の疲弊を余儀なくされた本町の財政状況がこうした改革を進めたことにより、また、地方の声が政府に届いたこともあって、平成19年度決算後の状況は持続可能な見通しを持てるまで改善されたものと確信しており、関係各位に深く感謝申し上げる次第であります。

しかしながら、昨年来のアメリカでのサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融不安や急速な経済不況、また、食の安全や暮らしの安全を脅かす事件が相次いで発生し、新たな課題となってきました。

こうした状況の中、本町におきましては国の「生活対策」「生活防衛のための緊急対策」に基づく地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金の活用、またこうした交付金施策に町単独の上乗せをし、防災対策の充実、低炭素化社会の実現、地域の活性化や町民の安心実現のための具体的な予算を昨年12月以降お願いし、下市駅前地区水害対策工事、町道維持・改良工事などは発注済みでありますし、町内10保育所の環境整備事業、小中学校環境整備事業、商工会の定額給付金地域還元特別お買い物券への助成、新型インフルエンザ対応事業など先月予算化していただきました13項目の事業 約4億3,000万円につきましては平成21年度予算と併せ執行していくこととしております。

また、話題となりました「定額給付金」の給付につきましては、先日全世帯に通知を発送いたしました。国の法律が成立した以降に給付決定し、6月以内に給付を完了し、町民の生活支援、地域の経済活性化に役立てばと考えております。

この4年間、厳しい財政状況の中でありましたが、新町の初代町長として町民の付託に答えるべく精一杯頑張ってきたところであります。

具体的には、新町の総合計画の策定、産業活性化のための大山恵みの里づくり計画策定と推進、御来屋漁港水産物直販所など交流拠点の整備、「光ケーブルによる高速情報通信基盤の整備」、「名和小学校の統合校舎の建設」、「高速道路網の整備促進（大山インター・名和インターの開通、さらに名和・中山間の事業化及び着手であります。）」、

幼児教育化課の新設による就学前教育の充実、校舎耐震改修など学校施設整備の充実、文化・産業・歴史などを教材化したふるさと学習の推進、小中学生の医療費半額助成制度の創設、タグチ工業誘致と米子機工・ファミリーの拡張、中山地区巡回バスの運行開始、人権尊重のまちづくりのための人権施策総合計画の策定と推進、職員削減や補助金見直しなど行財政改革の推進、などであります。

今後とも本町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」にのっとり、また時代の流れに即した町の行財政運営を期待しながら施政の一端といたします。

議会議員の皆さん、町民の皆さんの深いご理解とご協力を心からお願いするものであります。

それでは、議案第28号 平成21年度大山町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本年度予算については、選挙をひかえており、骨格予算編成とさせていただきました。

基本的な考え方としては経常経費については年間分計上し、政策的経費は選挙後に肉付けをお願いすることといたしておりますが、昨年から継続して取り組むこととなる町道改良事業や漁港整備事業、農業関係の早期に予算付けが必要な補助金などについては当初予算の中にも盛り込むことといたしました。

また、本年度特徴的なものとしましては、一つ、国家的な経済不況に対する緊急雇用対策について、本町では約2,100万円余りの交付金を受けての町内雇用対策の推進、二つ目に「消費者安全法」に基づく町の施策の展開に必要な経費の計上、この法律につきましては今開催中の国会での新規制定が予定されておるところであります。三つ目が太陽光発電導入促進事業補助金の創設、四つ目が、妊産婦検診の充実策として公費負担を5回から14回にいたします。五つ目として、旧大山焼却場解体事業については債務負担により20年度からの引き続き予算化であります。議案第26号で提案いたしました契約金額と、本議案での予算との整合性が取れなくなっておりますので、今後の補正予算において調整をお願いする予定であります。六つ目が、特別会計での財源不足が予想されることから、風力発電事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計及び宅地造成事業特別会計については、新たに一般会計から補てんすることとしております。七つ目として、継続して進めてきております学校施設の耐震補強大規模改修についてであります。教育委員会で大山地区の小中学校を当面2校とする結論が出たことから大山西小学校の設計費を本予算案に計上させていただいております。

さて予算案であります。第1条では、平成21年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出91億3,000万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、骨格予算としたため20年度に比較して、額にして4億5,000万円

の減、率にして4.7%の減であります。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によることといたしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について、定めております。

次に、歳入について、各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税の15億7,534万円を計上いたしております。

第10款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税を合わせ、1億4,043万1,000円を計上いたしております。第5項の地方揮発油譲与税は、税制改正に伴い本年度から新たに創設されたものです。

第15款利子割交付金は、県の交付見込み額に基づき668万7,000円を計上いたしております。

第16款配当割交付金及び第17款株式等譲渡所得割交付金は、県の試算により、149万1,000円と41万4,000円を計上いたしております。

第18款地方消費税交付金は、県の交付見込み額に基づき1億5,632万4,000円を計上いたしております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮し1,127万9,000円を計上いたしております。

第25款自動車取得税交付金は、県の推計交付額に基づき3,307万9,000円を計上いたしております。

第30款地方特例交付金は、県の推計交付額に基づき3,188万8,000円を計上いたしております。

第35款地方交付税では、普通交付税、特別交付税合わせまして、47億3,000万円を計上いたしております。

第40款交通安全対策特別交付金は、前年と同額の370万円を計上いたしております。

第45款分担金及び負担金は、1億1,052万3,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項負担金の保育所関連負担金であります。

第50款使用料及び手数料は、第5項使用料7,116万6,000円と第10項手

数料3,953万8,000円の合計1億1,070万4,000円を計上いたしております。

第55款国庫支出金は、3億2,069万円を計上しております。内訳は、国庫負担金が1億6,756万7,000円、国庫補助金が1億4,893万4,000円、委託金が418万9,000円であります。

第60款県支出金は、7億733万3,000円を計上いたしております。内訳は、県負担金が2億2,076万9,000円、県補助金が4億5,481万4円、委託金が3,175万円であります。

第65款財産収入は、1,865万6,000円を計上しておりますが、主なものは、財産運用収入の土地建物貸付収入と利子及び配当金であります。

第70款寄付金は、総務費寄附金、教育費寄附金をあわせて210万円を計上いたしております。

第75款繰入金は、7,408万5,000円を計上いたしております。

第80款繰越金では、繰越額を昨年と同額の1億1,000万円と推計し計上いたしております。

第85款諸収入は、1億7,337万6,000円を計上いたしております。主なものは、貸付金元利収入1億1,173万8,000円、雑入が5,903万8,000円あります。

第90款町債は、8億1,190万円を計上いたしております。このうち、総務債の臨時財政対策債は、20年度実績に国から示された55.3%増の見込みで試算し、5億2,990万円を計上いたしております。

次に歳出について、ご説明を申し上げます。

第5款議会費は、1億402万1,000円を計上いたしております。

第10款総務費は、12億8,725万円を計上いたしております。主なものとしては、第5項総務管理費の企画費で、観光交流センター外溝工事費2,600万円、情報通信事業特別会計繰出金2億9,574万1,000円、新規に風力発電事業特別会計繰出金1,096万6,000円の計上、第20項選挙費で、町長及び町議会議員選挙費1,425万2,000円、衆議院議員総選挙費1,960万1,000円を計上いたしております。

第15款民生費は、21億8,013万円を計上いたしております。主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、特別医療費9,405万6,000円、子育て支援医療費400万円、国保事業特別会計繰出金1億4,191万4,000円、老人福祉費で「後期高齢者医療費療養給付費負担金」2億46万9,000円、後期高齢者医療、介護保険及び介護保険事業特別会計繰出金合わせて3億6,092万1,000円、障害者福祉費で、扶助費2億1,889万9,000円、第10項児童福祉費では、児

童措置費の扶助費において児童手当1億2,026万5,000円、保育所費は総額5億5,322万2,000円であります。

第20款衛生費は、7億5,716万3,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物収集業務ほか委託料1億6,030万6,000円、旧大山町焼却場解体工事費5,135万8,000円、西部広域行政管理組合負担金1億6,565万5,000円、し尿処理費で西部広域行政管理組合負担金4,498万6,000円、合併処理浄化槽設置補助金567万円などでありましたが、制度の拡充対策として予防費の母子保健事業におきまして、国の臨時的な支援を受け、妊婦検診の公費負担をこれまでの5回から14回としております。

第30款農林水産業費は、12億5,906万1,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第5項農業費の農業振興費で中山間地域直接支払推進事業交付金9,416万6,000円、チャレンジプラン支援事業900万円、多様な集落営農支援事業補助金860万円、農地費で新農業水利システム保全対策工事費2,628万円、大淀地区、中山地区及び名和地区県営畑地総合開発事業負担金あわせて8,400万円、大名橋改良事業負担金4,000万円、農業集落排水事業特別会計繰出金3億8,944万4,000円であります。また、第15項水産業費の漁港建設費で御崎漁港及び御来屋漁港整備費合わせて2億213万9,000円を計上いたしております。

第35款商工費は、2億1,468万7,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第5項商工費の商工振興費で中小企業小口融資・設備資金貸付金8,840万円、県の緊急雇用創出交付金を受けた雇用対策経費1,469万7,000円、人件費を除く観光対策費約3,900万円、観光施設費の観光交流センター指定管理料にも緊急雇用対策経費を盛り込んでおります。

第40款土木費は、7億3,103万7,000円を計上いたしております。主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費で継続事業として取り組む町道山村文珠領線、種原大野線、上坪名和神社線、所子中高線、及び住吉塩津線の道路改良工事費など総額1億9,417万5,000円、第25項住宅費の住宅管理費で町営住宅修繕工事1,302万円、第30項下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金3億4,154万円であります。

第45款消防費は、3億39万9,000円を計上いたしております。主なものは、第5項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億6,210万円でありま

す。

第50款教育費は、7億2,188万5,000円の計上で、前年度に比べ約1億9,870万円の減であります。年次的に計画しております学校施設の耐震補強工事等のハード事業につきましては、冒頭でも申し上げましたように大山西小学校の設計委託費を計上しており、工事費等については選挙後の肉付け予算において対応することといたし

ております。また、ご承知のことではありますが、学校給食調理業務を本年度から業者委託することとなりました。食材の調達については引き続き地産地消に努めてまいります。

第60款災害復旧費は、皆減であります。

第65款公債費は、15億5,859万3,000円を計上いたしております。主なものは、第5項公債費の元金償還金13億5,183万円、償還金利子2億675万6,000円であります。

第90款予備費は、1,577万4,000円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。給与費につきましては、事項別明細書の185ページ・186ページになりますが、特別職が1億7,826万5,000円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして16億8,809万9,000円を計上いたしております。

以上で、議案28号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております予算の概要についてもご覧いただきたいというふうに思います。

次に、議案第29号 平成21年度大山町土地取得特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66万円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子65万8,000円を、第15款繰越金では、第5項繰越金で繰越金1,000円、第20款諸収入では、第5項町預金利子で1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第10款諸支出金では、第5項公有財産取得費で66万円を計上しております。前年度においては、本会計において所子工業団地の用地取得及び団地造成経費を予算化していたため、予算規模は大幅に減額となりました。以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

議案第30号 平成21年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,572万6,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金1,430万2,000円、第20款諸収入第10項で貸付金元利収入2,351万6,000円、第25款町債の4,760万円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費、第5項総務管理費902万1,000円の主なものは、償還事務費及び一般会計への繰出金としております。

第10款公債費7,670万5,000円は、起債の元利償還金を計上いたしております。以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第31号平成21年度大山町開拓専用水道特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成21年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554万8,000円と定めております。

内容について歳入からご説明いたします。第5款管理収入の1,071万9,000円は、水道給水料を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の1,000円は、工事検査手数料を見込んでいます。

第15款財産収入の1,000円は、開拓専用水道施設整備基金利子を見込んでいます。

第20款寄付金の20万円は、開拓水道加入寄付金であります。

第25款繰越金の450万7,000円は、前年度の繰越金を見込んでいます。

第30款諸収入の12万円は、預金利子や開拓専用水道施設管理組合負担金を見込んでいます。

次に歳出について説明します。

第5款総務費の1,274万8,000円は、施設管理に要する経費や基金積立金等を計上いたしております。

第90款予備費の280万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩いたします。昼の休憩に入りたいと思います。再開は13時ちょうどから始めたいと思います。

**午前 11時57分 休憩**

----- . ----- . -----  
**午後 1時 再開**

**○議長（鹿島 功君）** 再開いたします。それでは午前中に引き続きまして議案第32号からの町長の説明をお願いします。

**○町長（山口隆之君）** それでは、引き続き提案理由のご説明を申し上げます。議案第32号平成21年度大山町地域休養施設特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町地域休養施設の管理運営等を行うための特別会計の予算について、議決をお願いするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,053万7,000円であります。

一方歳出として、指定管理者である御来屋賑港株式会社に支払う指定管理委託料 9 7 6 万円、施設修繕料 5 0 万円、施設保険料 2 7 万 7, 0 0 0 円であります。以上で議案第 3 2 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 3 3 号 平成 2 1 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、高齢者の居室や障がい者の住宅を整備するため、資金の一部を貸し付けていた事業の予算ですが、昭和 6 0 年度で事業は終了しており、起債の償還も平成 7 年度で終了しております。現在は、貸付金の未償還金を徴収するのみの会計となっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 万 7, 0 0 0 円であります。歳入については、貸付金元利収入等 1 0 万 7, 0 0 0 円、また歳出については、一般会計繰出金 1 0 万 7, 0 0 0 円あります。以上で議案第 3 3 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 3 4 号 平成 2 1 年度大山町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する経費を計上しております。

第 1 条では、平成 2 1 年度大山町簡易水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8 7 万 1, 0 0 0 円と定めております。

内容について歳入からご説明いたします。第 1 0 款使用料及び手数料の 2 8 2 万 9, 0 0 0 円は、水道使用料を計上いたしております。

第 2 0 款繰入金の 4 0 3 万 9, 0 0 0 円は、一般会計繰入金を見込んでいます。

第 2 5 款繰越金は 1, 0 0 0 円、第 3 0 款諸収入の預金利子と雑入は 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に歳出について説明します。

第 5 款総務費の 3 8 5 万 8, 0 0 0 円は、施設管理に要する経費を計上いたしていません。

第 1 5 款公債費の 3 0 1 万円は、起債の元利償還金であります。

第 2 0 款予備費の 3, 0 0 0 円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 3 4 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 3 5 号 平成 2 1 年度大山町国民健康保険特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 億 5, 6 6 2 万 3, 0 0 0 円といたしました。この予算額は、前年度に比べて 2 億 5, 1 3 4 万 6, 0 0 0 円の減で、率にして 1 0. 0 2 % の減であります。

歳入から款追って説明をいたします。

第 5 款国民健康保険税 4 億 3, 9 1 9 万 8, 0 0 0 円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者、退職被保険者共

に94%を見込みました。税率税額につきましては、5月の本算定時に決定したいと考えております。

第10款使用料及び手数料16万円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金5億3,136万6,000円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金であります。

第20款前期高齢者交付金5億741万9,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

第25款療養費給付費等交付金1億588万3,000円は、退職被保険者に係る交付金であります。

第30款県支出金1億198万円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金及び財政調整交付金であります。

第35款共同事業交付金3億7,830万円は、鳥取県国保連合会からの保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金であります。

第40款財産収入100万円は、基金積立金の預金利息であります。

第50款繰入金1億4,191万4,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を一般会計から繰入れするものであります。

第55款繰越金4,700万円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。

第60款諸収入240万2,000円は、保険税滞納処分費、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費4,301万4,000円は、職員4人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものであります。

第10款保険給付費14億7,329万6,000円は、実績等から推計し、一般、及び退職被保険者に係る療養諸費においては減、一般及び退職被保険者に係る高額医療費、及び出産育児諸費については増として見込んでおります。

第15款後期高齢者支援金等2億4,685万円は、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度の支援金であります。

第20款前期高齢者納付金等79万円の主なものは、前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第25款老人保健拠出金2,902万2,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第30款介護納付金1億178万円は、介護保険2号被保険者に係る納付金でありま

す。

第35款共同事業拠出金3億2,847万4,000円は、高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。

第40款保健事業費2,358万3,000円は、特定健康診査等事業、国保優良家庭表彰事業、人間ドック検診委託料等に係る経費が主なものであります。

第45款基金積立金100万円は、基金積立から生じる利子を積み立てるものであります。

第50款公債費1,000円は、一時借入れをした際の利子として計上いたしております。

第55款諸支出金233万1,000円は、保険税の還付金が主なものであります。

第90款予備費648万2,000円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第36号平成21年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計は、名和診療所・大山診療所・大山ロリハビリセンターと統合する新しい大口診療所の3診療所を適正に経営管理するものであります。本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,756万6,000円であります。

歳入から説明をいたします。

第5款診療収入3億5,814万3,000円は、すべて外来収入であります。

第10款サービス収入270万円は、大山ロリハビリセンターの介護保険適用の訪問リハビリ収入であります。

第15款使用料及び手数料1,496万4,000円は、文書料、健康診断料、予防接種手数料の収入であります。

第20款財産収入は、科目存置として3,000円計上しております。

第30款繰入金7,013万円は、各診療所の施設整備に要した起債の償還金の一部と診療所の運営費用を賄うため、一般会計から財源補填分として繰り入れするものであります。

第35款繰越金は、科目存置として3,000円計上いたしております。

第40款諸収入162万3,000円は、往診時の車代や保険適用にならない消耗品代が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費1億9,541万3,000円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金などの人件費として、報償費は派遣医師の謝礼金、旅費は学会等研修旅費、需用費は各診療所の光熱水費及び施設修繕料、委託料は医療用廃棄物の処理費用、使用料及び賃借料は往診車リース料が主なものであります。また、負担金補助及び交付金は、西

部医師会負担金が主なものであります。

第10款医業費2億475万7,000円の内訳であります。需用費は患者に処方する医薬品等の医薬材料代1億8,000万円が主なものであります。委託料は血液検査等の臨床検査委託料744万円が主なものであります。使用料及び賃借料では医療機器リース料746万5,000円が主なものであります。

第15款公債費4,709万6,000円は、各診療所の施設整備に要した起債の元金償還金及び償還金利子であります。

第20款予備費30万円は、不測の事態に備えて計上いたしております。以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第37号平成21年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,653万8,000円と決めました。この予算額は、前年度に比べて412万円の減額、率にして2.1%の減であります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款保険料1億1,694万1,000円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。

第20款繰入金7,956万8,000円は、保険基盤安定繰入金と事務費を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費357万8,000円は、後期高齢者医療システム保守委託料、一般通信運搬費が主なものであります。

第10款後期高齢者医療納付金1億9,266万円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第38号平成21年度大山町老人保健特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ751万8,000円と定め、前年度に比べ1億7,637万5,000円の減となりました。

老人保健制度は平成19年度で廃止されましたが、老人保健特別会計としては医療費の支払いについて、2年間の時効期間があるために、平成21年度まで、特別会計を存続する必要があります。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款支払基金交付金376万5,000円は、診療報酬支払基金から負担割合に応じた医療費交付金が主なものであります。

第10款国庫支出金250万1,000円は、医療費に対する国庫負担分であります。

第15款県支出金62万6,000円は、医療費に対する県負担分であります。

第20款繰入金62万3,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰入するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款医療諸費751万3,000円は、医療機関等に支払う医療費が主なものであります。

第10款諸支出金4,000円は、過年度の医療費に係る償還金及び一般会計繰出金を科目存置するものであります。以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第39号平成21年度大山町介護保険特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ17億8,331万6,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明いたします。

第5款保険料2億9,178万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。

第15款国庫支出金4億3,219万7,000円は、介護給付費に対する国の負担分2億8,449万3,000円、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金1億3,083万1,000円、介護予防事業等への地域支援事業交付金1,687万3,000円であります。

第20款支払基金交付金4億9,606万5,000円は、介護給付交付金と地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金2億8,544万5,000円は、介護給付費に対する県負担分並びに地域支援事業交付金であります。

第30款繰入金2億7,732万1,000円は、介護給付費、地域支援事業費に対する町の負担分及び職員給与費、事務費を一般会計から繰入するものであります。

第35款繰越金を科目存置として1,000円計上いたしております。

第40款諸収入47万円は、地域支援事業に係る利用者負担金他であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費6,963万4,000円は、一般管理費では職員3名分の給与費、及び介護保険システム保守委託料と先進的事業支援特例補助金が、また連合会負担金では、主治医意見書作成委託料が主なものであります。認定審査会負担金、認定等調査費では、介護認定審査会負担金、介護認定訪問調査委託料であります。

第10款保険給付費16億3,539万2,000円は、介護サービス等諸費では、6種類のサービスに対しての給付費、特定入所者介護サービス費では、低所得者に対する軽減分の給付費、その他の諸費では、審査支払手数料、高額介護サービス費では自己負担の上限額を超えた部分の給付費、また介護予防サービスでは、5種類のサービスに

対しての給付費を実績から推計し、計上いたしております。

第15款地域支援事業費7,046万円は、特定及び一般高齢者の介護予防事業に係る経費等、及び包括支援センター運営費として、4名の職員給与費、嘱託職員、医師賃金等を計上しております。

第25款公債費200万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

第30款諸支出金183万円は、1号被保険者の還付金及び還付加算金であります。第90款予備費400万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

議案第40号 平成21年度大山町介護保険事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計は、大山診療所で実施しておりました介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者としての業務を昨年度から休止したもので、その会計を適正に経理処理するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万4,000円であります。歳入からご説明をいたします。

第15款繰入金403万2,000円は、大山診療所の介護病棟に係る借入金償還金の全額を一般会計から繰入れするものであります。

第20款繰越金は、科目存置で1,000円を計上いたしております。

第25款諸収入も、科目存置で1,000円を計上いたしております。

次に歳出について説明をいたします。

第15款公債費403万2,000円は、介護療養型医療施設に係る起債元金償還金並びに起債償還金利子であります。

第20款予備費には歳入歳出調整のため2,000円を計上いたしております。以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第41号 平成21年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する17箇所農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成21年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,011万8,000円と定めております。第2条では、地方債について借入限度額を4,260万円と定めています。第3条では、予算の流用について定めています。

内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金の324万3,000円は、現年度の新規加入分担金300万円と名和处理区、光徳処理区の過年度分担金24万3,000円を計上いたしております。

ます。

第10款使用料及び手数料の1億482万9,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第25款繰入金の3億8,944万4,000円は、一般会計繰入金を見込んでおります。

第30款繰越金、第35款諸収入にそれぞれ1,000円を計上し科目存置しております。

第40款町債の4,260万円は、低利率の起債へ借換するものであります。

次に歳出について説明します。

第5款事業費の1億1,719万円は、17箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の4億2,162万8,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、農業集落排水使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の120万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

議案第42号 平成21年度大山町公共下水道事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町が管理する4箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成21年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,743万2,000円と定めています。第2条では、地方債について借入限度額を8,620万円と定めています。第3条では、予算の流用について定めています。

内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金の603万円は、名和处理区、大山処理区の手分担金収入を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料の1億165万9,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第20款繰入金の3億4,154万円は、一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰越金に1,000円計上し、科目存置しています。

第30款諸収入の200万2,000円は、下水道施設移転補償費が主なものであります。

第35款町債の8,620万円は、借換債と資本平準化債を見込んでいます。

次に歳出についてご説明します。

第5款事業費の1億1,816万4,000円は、4箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の4億1,866万8,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、下水道使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の50万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第43号 平成21年度大山町風力発電事業特別会計事業について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上した予算で、平成21年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,967万8,000円と定めております。

歳入から主なものをご説明いたします。

第15款繰入金5,527万6,000円は、当初計画どおりに売電収入が得られず財源不足を生じるため一般会計繰入金を1,096万6,000円、ミニ公募債償還のため風力発電事業基金繰入金4,431万円を計上いたしております。

第25款諸収入2,438万円では売電収入2,437万9,000円を見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費は1,108万4,000円で、主なものは、発電所施設の保守点検に係る電気主任技術者賃金117万円、保守点検業務委託料693万3,000円、売電事業収入に係る消費税70万円であります。

第10款公債費6,859万4,000円は、ミニ公募債の一括償還を含めた起債の元金償還金6,558万9,000円と償還金利子300万5,000円であります。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議案第44号 平成21年度大山町温泉事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる、温泉の給湯、温泉館の指定管理等に要する経費を計上いたしております。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ454万7,000円と定めております。

歳入の主なものは、温泉使用料334万8,000円、一般会計繰入金119万6,000円であります。なお、温泉入浴料につきましては、すべて指定管理者の収入となります。

一方歳出であります。指定管理者である株式会社 かいけ に支払う、指定管理料350万円、施設修繕料80万円、消費税5万円が主なものであります。

また、指定管理の期間を平成19年度から平成21年度までの3年間としており、債

務負担行為の限度額も設定させていただいております。これで、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第45号 平成21年度大山町宅地造成事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、平成21年度に行う土地の売り払いと、分譲地の管理費、販売促進費、売却による借入金の返済を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,161万3,000円と定めております。

歳入から説明いたします。

第5款財産収入3,276万3,000円は、主に分譲地の土地売り払いによる財産収入であります。

第10款繰入金722万8,000円は、一般会計からの繰入金であります。分譲開始以来、歳出の多くを占めております償還金は、土地売り払い収入により賄ってまいりましたが、平成20年度におきましては経済不況の影響もあり販売が落ち込みました。急激な景気上昇による販売促進が見込めない中、一般会計からの繰り入れを求めるものであります。

第15款繰越金2,157万2,000円は前年度繰越金であります。

第20款諸収入5万円は預金利子であります。

次に歳出について説明します。

第5款宅地造成事業費265万3,000円の主なものは、購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料を計上いたしております。

第10款公債費5,896万円は起債の元利償還金であります。以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号 平成21年度大山町情報通信事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や施設の維持管理費等を主に計上した予算で、平成21年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,689万4,000円と定めております。

歳入から主なものをご説明いたします。

第5款分担金及び負担金30万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでおります。

第10款使用料は、主に空き芯線の使用料で26万5,000円を計上いたしております。

第15款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,264万2,000円を計上いたしております。

第20款繰入金は、人件費分及び公債費相当分そして事業経費分を一般会計から繰入

するもので、2億9,574万1,000円を計上いたしております。

第30款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金等で794万5,000円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費1億250万9,000円の主なものは、職員の人件費714万1,000円、施設保守委託料5,646万4,000円、共架電柱使用料1,101万5,000円、ライセンス使用料942万5,000円、電柱支障移転に係る工事費900万円であり、施設の維持管理に必要な経費であります。

第10款公債費2億4,428万5,000円は、情報通信施設整備に係る起債の元金償還金2億1,430万4,000円と償還金利子2,998万1,000円であります。以上で議案第46号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第47号 平成21年度大山町水道事業会計予算について提案理由の説明をいたします。

はじめに、予算第2条の業務の予定量であります。給水戸数では5,658戸、年間総給水量で184万立方メートル、一日平均給水量では5,041立方メートルを予定いたしております。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出を説明いたします。

第1款水道事業収益の第1項営業収益ですが、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金などで2億3,480万9,000円、第2項営業外収益では一般会計より企業債の利息補助などで1,006万円を計上し水道事業収益の合計を2億4,486万9,000円といたしております。

次に、第1款水道事業費用の第1項営業費用ですが、修繕費、人件費、減価償却費などで1億6,858万7,000円、第2項営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費などで6,159万8,000円を計上し水道事業費用の合計を2億3,059万5,000円といたしております。

続いて、予算第4条資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入では、企業債の借入、他会計からの補助金などで7,313万1,000円、支出では建設改良による工事費、企業債の償還金などで1億5,888万2,000円を計上いたしております。以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第48号 平成21年度大山町索道事業会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきまして、議決を求めるものであります。

業務の予定量は、前年計画と同規模の、スキーリフト輸送延べ人員で113万4,000人、中の原スキーセンター利用人員5万人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を前年と同額の2億2,210万円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業収益1億7,170万円、食堂等附帯事業収益5,040万円といたしております。

一方、収益的支出につきましては、予算額を2億2,073万1,000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億6,542万円、食堂等附帯事業費用5,531万1,000円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、計上いたしておりません。

以上により収入支出の差し引き136万9,000円の純利益を見込んでおります。スキー場経営は非常に厳しい状況が続いておりますが、中の原スキー場だけでなく、大山スキー場全体として、更なる経費節減、サービス向上による入場者増加策の推進等につとめ、収益の向上を図って参りたいと考えております。以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第42 議案第49号から日程第60 議案67号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第42、議案第49号 平成20年度大山町一般会計補正予算(第8号)から、日程第60、議案第67号 平成20年度大山町索道事業会計補正予算(第3号)まで、計19件を一括議題にします。

なお、この補正予算19件についても、本日、質疑、討論、採決まで行います。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。ただいまご上程いただきました議案第49号から議案第67号まで、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

始めに議案第49号 平成20年度大山町一般会計補正予算(第8号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、町税の収入額の調整、譲与税・交付金等の額の調整、事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰入金・繰出金の額の決定等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の決定、地方債の変更等の事由により提案するものであります。

この補正予算(第8号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,489万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,513万9,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税は、1,845万6,000円の増額であります。これは、第5項町民税1,505万3,000円の増額、第10項固定資産税268万7,000円の増額、第15項軽自動車税71万6,000円の増額を調整したものであります。

第10款地方譲与税では、447万3,000円の減額であります。これは、第10

項自動車重量譲与税 1 7 7 万 6, 0 0 0 円、第 1 5 項地方道路譲与税 2 6 9 万 7, 0 0 0 円のそれぞれ減額で、譲与見込みによるものであります。

第 1 5 款利子割交付金 1 9 8 万 8, 0 0 0 円の減額、第 1 6 款配当割交付金 4 1 7 万 3, 0 0 0 円の減額、第 1 7 款株式等譲渡所得割交付金 2 8 7 万 6, 0 0 0 円の減額、第 1 8 款地方消費税交付金 6 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額、第 2 0 款ゴルフ場利用税交付金 8 2 万 9, 0 0 0 円の減額及び第 2 5 款自動車取得税交付金 5 7 1 万円の減額は、それぞれ県からの最終交付見込みによるものであります。

第 3 5 款地方交付税は 3, 6 0 0 万円の減額で、特別交付税の決算見込みによる減額であります。

第 4 5 款分担金及び負担金は 2 0 1 万 2, 0 0 0 円の減額で、主なものは第 1 0 項負担金で保育所費負担金 1 9 9 万 1, 0 0 0 円の減であります。

第 5 0 款使用料及び手数料は 4 6 3 万円の増額であります。主なものは第 1 0 項手数料で、収集ごみ処理手数料 3 8 4 万 7, 0 0 0 円の増であります。

第 5 5 款国庫支出金は、6 5 万 5, 0 0 0 円の増額であります。主なものは、第 5 項国庫負担金で、保険基盤安定負担金 3 6 4 万 2, 0 0 0 円の減、障害者自立支援法負担金 1 5 9 万 2, 0 0 0 円の増、児童措置費国庫負担金 4 1 6 万 6, 0 0 0 円の減、第 1 0 項国庫補助金で地域介護・福祉空間等整備等交付金 3 1 5 万円の追加、次世代育成支援対策交付金 1 7 9 万 2, 0 0 0 円の追加、住宅・建築物耐震改修等事業補助金 2 3 1 万円の減、安全・安心な学校づくり交付金 3 8 6 万 9, 0 0 0 円の増であります。

第 6 0 款県支出金は、4, 3 5 5 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

主な増減額は、第 5 項県負担金で、保険基盤安定負担金 2, 5 1 1 万 3, 0 0 0 円の減、児童措置費県負担金 3 2 0 万円の減、第 1 0 項県補助金で、広域バス路線維持費補助金 2 4 8 万 4, 0 0 0 円の追加、新交通体系促進補助金 5 1 7 万 4, 0 0 0 円の減、中山間地域路線維持支援補助金 5 9 7 万 4, 0 0 0 円の追加、市町村交付金 9 8 3 万 6, 0 0 0 円の減、特別医療費補助金 6 3 3 万円の減、隣保館運営費補助金 4 5 6 万 2, 0 0 0 円の追加、放課後児童クラブ補助金 1 1 9 万 9, 0 0 0 円の追加、チャレンジプラン支援事業補助金 1 6 4 万 4, 0 0 0 円の減、次世代鳥取梨産地育成事業補助金 5 4 8 万 8, 0 0 0 円の減、震災に強いまちづくり促進事業補助金 1 1 5 万 5, 0 0 0 円の減などあります。

第 6 5 款財産収入 1 9 1 万 1, 0 0 0 円の増額は、財産売払い収入の増によるものであります。

第 7 0 款寄附金は 1 1 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

第 7 5 款繰入金 3 万 9, 0 0 0 円の増額は、特別会計繰入金の増であります。

第 8 0 款繰越金は、4, 1 7 8 万 4, 0 0 0 円の増額であります。

第 8 5 款諸収入は、5, 6 5 8 万 1, 0 0 0 円の減額であります。主なものは、第 1

5項貸付金元利収入で中小企業小口融資及び設備資金貸付金元利収入合わせて4,714万8,000円の減、第25項雑入で、特別医療高額療養費戻入れ金1,334万円の減などがあります。

第90款町債は、2,780万円の減額であります。主なものは、総務債で観光交流拠点整備事業分640万円の減、農林水産業債で農業農村整備事業分430万円の減、御来屋漁港整備事業分130万円の追加、消防債で大山寺消防車庫改築事業分110万円の減、教育債で名和中学校及び大山中学校耐震補強等分1,680万円の減であります。

次に歳出についてご説明を申し上げますが、それぞれの事業の決算見込みにより事業費の額の減額が大半であります。今回の補正で増額をしておりますものについてご説明いたします。

第5款議会費は417万3,000円の減額であります。

第10款総務費は、1億325万1,000円の増額であります。増額の主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で財政調整基金積立金1億2,245万円の追加、交通安全対策費で退職予定の交通安全指導員退職記念品43万円及び新規指導員用の制服等56万4,000円、公共交通対策費で、地方バス路線維持対策補助金432万5,000円の追加などがあります。

第15款民生費は、9,429万5,000円の減額であります。増額しております主なものは、第5項社会福祉費の老人福祉費で、介護予防支援サービス計画委託料152万8,000円、町内の施設で取組みをされました福祉空間等整備に対するトンネル補助金315万円の追加、同和対策費で住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金775万7,000円の追加、障害者福祉費で、介護・訓練、自立支援医療給付などの扶助費303万6,000円の追加、第10項児童福祉費の保育所費で、施設備品69万3,000円、過年度県支出金30万円の追加であります。

第20款衛生費は1,769万8,000円の減額であります。増額の主なものは、第5項保健衛生費の予防費で予防接種委託料162万5,000円、診療所費で診療所特別会計繰出金1,484万1,000円、第15項上水道費で、水道会計負担金（統合水道償還費分ではありますが、）130万3,000円であります。

第30款農林水産業費は2,952万8,000円の減額であります。増額の主なものは、第5項農業費の農業振興費で、名和トレーニングセンターの加工室で使用します「油圧絞り機」購入費75万6,000円、野菜価格安定対策負担金102万9,000円、雪害園芸施設等復旧対策事業補助金105万6,000円、農地費で、農道維持補修費174万円、第2大名地区農免農道整備事業負担金239万2,000円などがあります。

第35款商工費は4,825万3,000円の減額であります。

第40款土木費は1,251万7,000円の増額であります。主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で除雪作業委託料1,300万円の追加であります。

第45款消防費は1,081万2,000円の減額であります。

第50款教育費は2,601万4,000円の減額であります。増額の主なものは、第5項教育総務費の教育振興費で、スクールバス運行業務委託料168万円の追加、第10項小学校費の学校管理費で、30人学級協力金200万円の追加、第20項社会教育費の社会教育総務費で、文化財担当職員の時間外勤務手当132万円、第25項保健体育費の保健体育総務費で、スポーツ大会出場・指導者講習会派遣補助金30万円の追加などあります。

第60款災害復旧費は156万3,000円、第65款公債費は、833万円の減額であります。

次に、第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を、「第2表繰越明許費」に追加しております。また、第3条では債務負担行為の追加について、「第3表 債務負担行為補正」によることとし、第4条では地方債の変更について、「第4表 地方債補正」によるものといたしております。合併特例事業をはじめ、表中の起債事業限度額の変更を行っております。以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第50号 平成20年度大山町土地取得特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は所子工業団地関係整備費の事業費の決算見込みにより歳入歳出予算補正の議決を求めるものであります。

補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,846万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億957万6,000円とするものであります。

第1表の歳入についてご説明いたします。

第10款繰入金第10項基金繰入金は土地開発基金からの繰入金を6,846万4,000円減額いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款事業費では、土地開発事業費3,612万6,000円の減額、第10款諸支出金では、第5項公有財産取得費で公共用地取得費3,233万8,000円を減額いたしております。

次に第2表「繰越明許費」であります。地方自治法第213条第1項の規定による翌年度に繰り越しして使用することができる経費3,310万円を計上し、所子工業団地造成関連整備工事の早期完成を図ることとしたところであります。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

議案第51号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2

号) について提案理由のご説明をいたします。

本案は、住宅新築資金等貸付金の元利収入などの状況により、既定の予算に過不足を生じたので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を3,250万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものについて説明いたします。

第5款県支出金第5項県補助金35万8,000円の減額は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金で、その主なものは償還推進事務に係わるものであります。

第10款繰入金775万円7,000円の増額は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入、第10項貸付金元利収入600万円の減額は、現年度分によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第10款公債費140万2,000円の増額の主なものは元金償還金によるものであります。以上で、議案第51号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第52号 平成20年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、契約締結、消費税確定申告等により各科目の額が確定したことに伴い補正を行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,307万6,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第15款寄付金20万円の減額は新規加入者がなかったため減額するものであります。

第25款諸収入9,000円の増額は預金利子が確定したので増額するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費68万円の減額は、水質検査にかかる委託料10万円の減、水道管更新工事が完了したのに伴い、契約金額が確定したので23万3,000円の減、消費税確定申告により税額が確定したので34万7,000円それぞれ減額するものであります。

第90款予備費48万9,000円の増額は額が確定したことにともない減額した予算を予備費に充当しています。以上で議案第52号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第53号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11万2,000円とするものであります。

この補正予算は、貸付金元利収入の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものであります。

歳入から説明をいたします。

第10款諸収入3万9,000円の増は、貸付金元利収入の実績見込により増額するものであります。

次に歳出におきまして、第5款諸支出金3万9,000円の増は、貸付金元利収入の増に伴い、一般会計繰出金を増額するものであります。以上で議案第53号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第54号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、簡易水道の完全町管理・運営化にともない補正するものであります。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ71万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ687万2,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の71万4,000円の減額は、簡易水道の完全町管理・運営にともない使用料が減額となるので減じるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の71万4,000円の減額は、施設管理費、水質検査委託料等が確定したので減じるものであります。

これで、議案第54号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第55号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ3億7,190万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億2,341万3,000円とするものであります。

事業勘定の歳入からご説明をいたします。

第15款国庫支出金3億1,857万4,000円の減は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の実績見込みによる減額が主なものであります。

第25款療養給付費等交付金2,868万3,000円の減は、退職被保険者に係る療養給付費等の減額見込みによるものであります。

第30款県支出金6,817万5,000円の減は、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金を実績見込みにより減額いたしております。

第35款共同事業交付金184万9,000円の増は、高額医療費共同事業交付金の減及び保険財政共同安定化事業による交付金の増額を見込んでおります。

第40款財産収入24万6千円の増は、積立金利子の増であります。

第50款繰入金3,880万円の減は、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金の

実績見込みによる減額が主なものであります。

第55款繰越金7,846万4,000円の増は、前年度繰越金を増額計上するものであります。

第60款諸収入177万2,000円の増は、保険税に係る延滞金、第三者納付金の増額見込みであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費11万6,000円の減は、総務管理費の増、趣旨普及費の減額が主なものであります。

第10款保険給付費2億2,942万8,000円の減は、各保険給付費等の実績見込みにより減額にするものであります。

第25款老人保健拠出金57万3,000円の減は、老人保健医療費拠出金の実績見込みにより減額にするものであります。

第35款共同事業拠出金3,665万8,000円の減は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業への拠出金の実績見込みにより減額にするものであります。

第40款保健事業費421万9,000円の減は、特定健康診査等事業委託料の減額が主なものであります。

第45款基金積立金24万6,000円の増は預金利息を基金積立とするものであります。

第55款諸支出金99万6,000円の減の主なものは、一般被保険者に係る保険税の還付金の減、および還付加算金の増額見込みによるものであります。

第90款予備費を1億15万7,000円を減額して歳入歳出の調整を図っております。以上で議案第55号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** ここで暫時休憩をしたいと思います。10分間休憩をいたします。再開は2時10分から開きたいと思います。

午後1時58分

午後2時10分 再開

**○議長（鹿島 功君）** 再開します。議案第56号から引き続き説明をお願いします。

**○町長（山口隆之君）** それでは、引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第56号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、主に診療収入の見込み減とそれに伴う繰入金の増額及び介護保険事業特別会計への繰出金を計上するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,760万8,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億4,967万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入から説明をいたします。

第5款診療収入ですが、収入見込み額を精査したことにより、4,732万1,000円の減額となり、また、第10款サービス収入につきましても、収入見込み額の精査による67万円を減額するものであります。

第15款使用料及び手数料は、予防接種手数料の増額などによる61万円の増額であります。

第30款繰入金は、診療所の運営費用を賄うための財源補填として1,484万1,000円を増額しています。

第40款諸収入については、入院が休止になったことなどによる保険適用外物品収入の見込み減により、536万8,000円を減額するものです。

第45款町債は、医療用備品の起債対象額の増額により30万円を追加計上しています。

次に歳出について説明いたします。第5款 総務費2,077万6,000円の減額は、主に大山口リハビリセンター増築工事に係る工事請負費やコンピューター等リース料の減額などと介護保険事業特別会計繰出金234万4,000円の計上であります。

第10款医業費1,683万2,000円の減額は、主に医薬材料費の見込み減であります。

次に第2表「繰越明許費補正」であります。地方自治法第213条第1項の規定により、大山口リハビリセンター進入路改修工事のため追加計上いたしております。

次に第3表「地方債補正」ですが、起債対象額の増額に伴う限度額の変更であります。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第57号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,063万9,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第12款国庫支出金383万3,000円の増額は、制度改正によるシステム改修委託料が、増となったものであります。

第20款繰入金298万5,000円の減額は、広域連合の共回事務費の負担金の減による繰入金の減額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費383万3,000円の増額は、制度改正によるシステム改修費であります。

第10款後期高齢者医療納付金298万5,000円の減額は、広域連合から示され

た納付金で、共通事務費負担金の減額によるものであります。

次に第2表「繰越明許費」ですが、今回の補正予算の中で繰越予定のものを計上しております。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第58号 平成20年度大山町老人保健特別会計補正予算(第4号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、今年度中の老人医療費の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,897万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,891万3,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第5款支払い基金交付金9,150万円の減、第10款国庫支出金635万4,000円の減、第15款県支出金158万9,000円の減額は、医療費の実績見込みによるものでございます。

第20款繰入金228万6,000円の減額は、医療費の実績見込みによる、町負担分の繰入れの減を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第5款医療諸費1,740万円の減額は、本年度中の医療給付費の実績見込みによる減であります。

第10款諸支出金471万5,000円は前年度繰上充用に係わる過年度分交付金との精算により一般会計へ繰出すものであります。

第80款前年度繰上充用金については、平成19年度の財源不足を補うために計上いたしておりましたが、決算の確定により減額しているものであります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第59号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,026万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,983万円1,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。この補正予算の主なものは、本年度中の保険給付費及び地域支援事業費等の実績見込みにより予算額に過不足が生じるため、補正するものであります。

第5款保険料666万7,000円の減は、実績見込による減額であります。

第15款国庫支出金238万1,000円の減は、保険給付費の減額に伴う負担金の減額、包括的支援事業・任意事業に対する交付金169万の増額であります。

第20款支払基金交付金480万1,000円の減は、保険給付費・地域支援事業費

の減額に伴うものであります。

第25款県支出金109万1,000円の減も、保険給付費・地域支援事業費の減額に伴うものであります。

第30款繰入金965万3,000円の減は、保険給付費の町負担分、職員給与費、事務費及び地域支援事業費の減額に伴うものであります。

第35款繰越金471万1,000円の増は、繰越金の追加計上による増額であります。

第40款諸収入38万3,000円の減は、延滞金の徴収実績による増額及び生活機能評価・運動指導事業負担金の減額によるものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費35万4,000円の減は、一般管理費で職員手当を実績見込みにより減額、認定審査会負担金も実績見込みにより減額、主治医意見書作成料につきましては実績見込みにより増額いたしております。

第10款保険給付費1,000万円の減は、実績見込みにより居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を減額し、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護予防地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス計画給付費を増額するものであります。

第15款地域支援事業費995万円の減は、介護予防特定高齢者施策事業費及び包括支援事業・任意事業費を減額するものであります。

第30款諸支出金3万9,000円の増は、平成19年度事業の実績に基き償還すべき交付金の算定の錯誤により償還金に不足が生じるため増額するものであります。以上で議案第59号の提案理由の説明を終わります。

議案第60号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山診療所で実施しておりました介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者としての業務を休止したことにより、その会計を適正に経理処理するため、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,365万7,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ698万5,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第5款サービス収入は、2,579万3,000円の減額で、主に介護給付費収入の減によるものであります。

第15款繰入金234万4,000円の増額は、国民健康保険診療所特別会計からの繰入金を追加計上いたしております。

第20款繰越金63万8,000円の増額は、前年度繰越金の追加計上であります。

第25款諸収入は、事業休止に伴い84万3,000円を減額いたしております。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費は、13万円を全額減額いたしております。

第10款サービス事業費2,268万4,000円の減額は、主に嘱託職員・臨時職員などの人件費や賄材料費の減額であります。

第20款予備費は、84万3,000円の全額を減額し、歳入歳出の調整を行っております。以上で議案第60号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第61号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、加入者の増加による使用料の増、また企業債を低利率に借換たので償還金利子を減額するものであります。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出それぞれ5億6,971万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金の31万2,000円の増額は加入実績によるものであります。

第10款使用料及び手数料149万円の増額は、主に光徳処理区の加入増にともなう使用料の増額であります。

第25款一般会計繰入金の251万2,000円の減額は歳出の減額にともない減じるものであります。

第35款諸収入の3万円の増額は過年度使用料であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款事業費の37万1,000円の減額は、施設管理費の委託料等が確定し減じたものです。

第10款公債費の30万9,000円の減額は、企業債を低利率の起債に借換たことにともない、償還金利子が減額となったものであります。

これで議案第61号の提案理由の説明を終わります。

議案第62号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、景気の急激な変化にともない想定した下水道加入者数を実際の加入者数が下回ったため減額するものであります。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ872万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億453万7,000円とするものです。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金の720万円の減額は加入実績と整合させて減額したものです。

第10款使用料及び手数料の97万6,000円の減額は、大山処理区の使用料減が主なものです。

第20款繰入金95万円の減額は予算減額にともない一般会計繰入金を減額するものです。

第30款諸収入の39万8,000円の増額は、収入実績に整合させ増額するものがあります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の777万8,000円の減額は、消費税確定申告にともない第5項総務管理費の公課費230万円の減、施設管理の実績等にともない第10項公共下水道事業費の547万8,000円を減額するものです。

第10款公債費の95万円の減額は起債の借換にともない減じるものであります。これで議案62号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第63号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,013万6,000円とするものであります。

補正の内容について歳入からご説明いたします。

第15款諸収入38万6,000円の増額は、風車の稼働実績による売電収入200万円の減額と本年1月の落雷被害に対する町村有物件災害共済金238万6,000円を見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費38万6,000円の増額の主なものは、落雷被害に対する修繕料238万6,000円の増額と基金積立金200万円の減額であります。以上で、議案第63号の提案理由の説明を終わります。

議案第64号 平成20年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額461万円から、歳入歳出それぞれ34万4,000円減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ426万6,000円とするものであります。

補正内容について、歳入からご説明いたします。

第10款繰入金は35万5,000円の減額であります。

第20款諸収入は、消費税が還付となりましたので1万1,000円増額いたしました。

次に歳出について説明いたします。

第5款温泉館費34万4,000円の減額の主なものは、修繕料17万円、公課費2

0万円であります。これで、議案第64号の提案理由の説明を終わります

次に、議案第65号 平成20年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額6,992万1,000円に歳入歳出それぞれ788万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,780万5,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。第5款財産収入2,881万1,000円の減額は、土地売払収入であります。当初6区画の売却を見込み予算計上しておりましたが、経済状況の悪化から住宅産業も冷え込み、当初の売却見込みを大きく下回りました。現時点での売却実績は契約済み1区画、申し込み1区画であり、実績により減額させていただくものであります。

第15款繰越金3,659万5,000円の増額は前年度繰越金であります。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款宅地造成事業費40万円の減額は、購入者紹介謝礼金であります。当初の売却見込みを、現時点の売却実績により減額させていただくものであります。

第20款予備費828万4,000円を増額して、歳入歳出の調整を図っております。以上で議案第65号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第66号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,995万6,000円とするものであります。

補正の内容について歳入から説明いたします。

第20款繰入金の230万3,000円の減は、事業量等の確定見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の230万3,000円の減額の主なものは、電柱支障移転工事費202万2,000円の減額であります。以上で議案第66号の提案理由の説明を終わります。

議案第67号 平成20年度大山町索道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、スキー場管理組合負担金の確定や人事異動による職員人件費の増額、町営中の原スキー場に新規購入した圧雪車の入札減等を調整する必要があるため、補正するものであります。

収益的支出の第1款索道事業費用は403万8,000円の減額で、主なものは第1項営業費用の管理組合負担金470万円の減、人事異動による時間外手当等55万円の

増額などであります。

第2款附帯事業費用は75万6,000円の増額で、第1項食堂営業費用の光熱水費の増によるもので、収益的支出合計を2億1,371万1,000円とするものであります。

次に資本的支出の第1款資本的支出は462万円の減額で、第1項建設改良費のゲレンデ圧雪車購入の入札減で、支出合計を4,284万円とするものであります。以上で議案第67号の提案理由の説明を終わります。

以上、説明を終わります。

---

**○議長（鹿島 功君）** これから議案第49号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長、1番。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤大介君。

**○議員（1番 近藤大介君）** 何点か質問させていただきます。20年度末を迎えて、不用額を落として予算を調整すると、基本的にはそういう内容になっていようかと思えます。一般会計で総額1億2,000万の減額、これ以外に歳出の方では、1億、約2,000万ほど基金の積立がありますから、実際にはまあごくごく簡単に言えば2億5,000万近く予算を削ったというふうに理解できると思います。まあ細かく見ていけば、諸事情、準備が不足しておったり等で予算をきちんとやるべき事業ができなかった部分も中にはあろうかとは思いますが、多くは見させていただいたところ入札減であったりとか、諸経費の節減に努められた結果、総額90数億円の予算のうち、今回で2億4,5,000万ほど、あ、ごめんなさい、総額100億越える中から、2億5,000万ほど節約ができたんだというふうに理解してよろしいかと思えます。

そこで3点ほどお尋ねするんですが、まず歳入の方でして、17ページでございます。先ほどもちらりと申し上げましたが、積立金財政調整基金積立金が1億2,000万ほど新たに今回の補正で積立されるということですが、思い出せば2年ほど前の3月定例だったと思えますけれども、当時の状況から財政推計をした際に、町の基金が平成22、3年頃にはもうもたなくなるぞと、どうするかという議論もされたわけですが、町長が新年度の予算説明の中でも言われましたが、国の交付税も若干手厚くなった部分もありますけれども、やはりここ合併以降ですか、経費を本当に削りにくいところも削りながら事務事業も見直した結果、基金も今は順調にどちらかというところが増えてきている状況になってきています。

さあそこで、今回の補正で1億2,000万ほど積立金、積むわけですが、これ積立が財政調整基金です。比較的自由に使える基金というふうに理解してますが、これをこの分、今後どのように活用される見込みで今回積立されたのか。ご承知のように、

非常に不況であります。その中、今回の新年度予算は、選挙も控えて骨格予算になっておるわけですが、まあそういったことも踏まえた上ですね、この基金、わたしとしては是非とも国の緊急雇用対策に上乘せする形でもっと一生懸命町としてもできる限り雇用対策なり地域産業振興される目的の予算になるべく早く振り向けていただきたいと思っておりますが、その考え方をお聞きしたいのが一点。

それから二点目につきましては、補正予算の方の18ページになります。企画費の中で住民自治組織に関しての検討委員会の謝礼金が32万5,000円減額になっておりますが、これ全額落ちております。住民自治組織の立ち上げ、非常にまあこれからの大山町にとっては重要な課題になってきておると認識しておるわけですが、今回全額落とされた経緯についてご説明をいただきたい。

最後3点目になりますが、めくっていただいて20ページであります。国際交流の関係ですね、補助金国際交流事業人材育成事業補助金178万5,000円ほど減額になっておりますけれど、先だって確認しましたところ、これはテメキュラとの国際交流の中で、昨年中学生ではない、毎年続いております一般町民の派遣団・訪問団、募集、一般公募したところ5人集めたところ一人も手上げされるところがなかったというふう聞いております。何年も続いてきている交流であります。それなりに成果も出てきておるわけですので、可能であれば引き続き続けていっていただきたいとも思うわけですが、その辺、結果として今回5人参加者が集まらなかった状況なり今後の見通しなりについてご説明をお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。近藤議員さんの質問には、まずはそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（田中 豊君）** それでは基金の活用の件について答弁をさせていただきます。今回、財政調整基金約1億2,200万ということで、本年度においては合計で約1億8,000万ということになります。お手元に配付しています当初予算の概要の中の6項目目に基金の残高見込みということで一般会計に関わります基金の合計額20年度末、28億4,200万という数字でございます。この基金の中には、特定目的に使う部分もかなりございますが、今回の積立予定といたしております財政調整基金につきましては、近藤議員言われますように財源調整とするものでございまして、21年度の国の雇用対策という部分で何か上乘せをしてということでございます。先般の課長会議におきましても、今回21年度予算に、計上しております交付金を受けての雇用対策だけではなくて、町単独での上乘せの雇用対策なり活性化につながる提案を求めたところでありまして、今後具体的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 近藤議員さんからのご質問2点ございました。まず一点目でございます。地域自治組織の育成検討委員会の委員謝礼を全額落としております。これにつきましては、当初は町内から委員さんを選考してどのような形で住民自治組織の仕組みを作り上げるかということを検討していただく委員会の予算を計上しておりました。しかしながら、この庁舎内で検討いたしました結果、住民皆さんで考えていただくやり方をとるのがいいのではないかとということで、町内のそれぞれの集落から委員さんを出していただいて、その委員さんと一緒に検討していくというふうな方向に変えておまして、現在は先ほど政務報告で町長が申し上げましたように、その委員さんを出していただくように各集落の区長さん、旧校区の区長さん方に集まっていただいて選出のお願いをしておるといふような状況でございます。

それから2点目でございます。2点目の国際交流事業の人材育成事業補助金を全額このたび落としております。これはお話にはございましたが、アメリカのテメキュラ市との交流の関係の補助金でございました。昨年6月の後半から募集をかけたわけですが、残念なことに結果として、応募いただく方がございませんでした。交流というのは、個々の人と人とのつながりというのが大変重要であると思っておりますので、昨年、昨年っていいですか、20年度は20年度として、今後是非町民の方に参加をいただけるような募集の方法なりを考えながら、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） まず1点目の基金の活用方法につきましては、ご説明のとおり承知いたしました。是非とも庁舎、役場全職員あげてですね、基金が有効に活用されるようすばやい早急な対応をやっていただきたいというふうに思います。

それから2つ目の地域自治組織の件であります。初めての事業でもありますし、ある意味これから自治体に求められる新しい分野の取り組みということもあるので、事業が行ったり戻ったりという部分もあるのはやむを得ないと思いますが、重ねていいますように非常に重要な課題であろうかと思っておりますので、早期にそれなりに住民にこういった課題について理解していただいてですね、取り組みが進むよう一層の努力をお願いしたいと思っております。

最後3点目については、テメキュラの関係、具体的に今回参加者が「よっしゃ、じゃあわたし行ってみよう」という方が一人もなかったという状況で、新年度も同じ予算が上がっておりますが、やはり何がしたら抜本的な見直しなり考えが必要だと思うわけで、まあそういったところについての見解なりご答弁はいただけなかったわけですが、聞きましたところ参加者の一人当たりの旅費が51万円ぐらい、50万ちょっとだ

そうでした、半額助成でも一人当たり25万円です。ただでさえそんなにお金持ちの方がたくさんいらっしゃる町でもございませんし、特にこういう経済情勢です。1週間ほど仕事休んであるいは家を空けて、25万円もかけて公の取り組みとはいえ、事業に参加するというのは、実際現実的には非常に町民の負担が大きいのではないかというふうに思うわけでした、さらに聞くと一番海外渡航費、飛行機代も一番高い時期に、まあ向こうに先方の大きなイベントがあるというところでその時期に出発しているわけですが、もう少し旅費の飛行機代の安い時期とかにですね、訪問時期をずらして少しでも全体の旅費を安くするとか、あるいは補助率を見直しして、この事業を続けるなら本当に町民が参加しやすい環境を作るような努力をすべきじゃないかと思うんですけど、そういった部分についてのお考えについてを最後にお答えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 近藤議員、最後の質問が質問ですか。前段は。

○議員（1番 近藤大介君） 最後の質問です。失礼しました。

○議長（鹿島 功君） はい、では町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは私の方から、まあこういう時期でございますので、来年度に向けての考え方ということでありますから、今わたし自身の思いの中で答えをさせていただければなというふうに思っています。

地域自治組織につきましては、おっしゃるとおりであります。今、その必要性、やはり住民一人ひとりの方に理解をいただかなければなかなか進まない課題だと思っておりますが、まずそのために区長さん方にまずご説明をして、この主旨なりあるいは今後のまちづくりについて、こういった取り組みが必要であるんだということの認識をいただくための今会をしております。そういった方々から各集落から一人ずつ、集めていただいて、そして今はとりあえず10の地域でやろうとしておりますけれども、そこからがスタートかなというふうに思っております、そしてそこでそれぞれの地域の中で、皆さん方が自主的にそういった課題を整理をしながらその地域のことを考えていただけるような仕掛けづくりをしていこうと思っております。それが出発でありますから、今度はその中に集落の代表だけではなくて、例えばその地域の中の若い世代であったり女性であったり、あるいは高齢者であったり、いろんな方々がまたその中に参画をしてくる中でその地域の課題なり地域のその計画というものが議論されていくのではないかなというふうに思っておりますので、とりあえず来年度、そういった今その基礎を作りかけておりますので、そういった仕掛けが進んでいくんだろうなというふうに思っていますし、また行政としては、そういったことの必要性というものをしっかりと理解いただけるような方向に持っていかなければならないなと思っております。

先般そういったことを踏まえて、講演会をさせていただきました。その講演会の、法政大学の岡崎先生に、「人口減少のまちづくり」ということでご講演をいただきました。この講演の内容につきましては、3チャンネルでまたそのまま放送していくという考え

方でございますので、また町民の皆さんにそれをご覧いただきながら、今後のやはり自分たち一人ひとりが考えていかなければ課題だというふうにご認識いただけるようにつながればなというふうに期待をしておるところであります。

それからもう一点の国際交流であります。これについても、いろんな旧町から交流が進めてきております。これは旧中山のテメキュラは交流でありますし、また旧大山はヤンヤン郡あるいは旧名和は呉市とか、いろんな交流が進んでおるわけでありますけれど、やはりなかなかこの4年間の中で、その交流を全体の交流として広げていくのはなかなかやはりまだ期間的に難しかったなというふうに思っております。まあご承知のような状況の中で、まずは町内の一体化を進めていくということを中心に行政の方も取り組みをしてまいりましたので、ややもするとそういったその交流というものに対して、行政側の力というのが、決して手を抜いたわけではありませんけれど、なかなか十分に発展的な交流につなげることができなかつたのかというふうに、わたし自身も感じておるところでありまして、せっかくの長い歴史をもつ交流でありますので、やはりこれを町内の全体の交流につながるような、やはり仕組みといいますか、あるいは意識を高めていくような、そういうことによって町の活性化に繋げていくような交流に育てていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

ただテメキュラの場合、やはりアメリカということでありまして、非常に渡航費用とか経費が非常にかさむというのが事実であります。子どもたちは、学校という形の中で中学生行ってるわけであります。これも一番高い旅費の時に行くんでありますけれど、どうしてもやはり休みという、長期休業期間という制約がある中で今そういったところで続いてはおりますけれども、大人の場合は、確かに渡航経費というのも負担が掛かるわけであります。ただこれを安くすればいいのかということもありますけれど、これまた議論していただくんですけれど、わたしとしてはやっぱりこれからの持って行き方としては、やはり旧中山のせっかくのこの交流を全町に広げていく仕掛け作りをしていく、そういった仕掛けの中での要は集まりやすい募集の仕方、あるいは何か目的をもって向こうとの交流でこういったことの目的で交流しましょうという形の中で団体であったりとか、そのそういう技量、技術なり知識をもっておられる方は、集まっていくとか、そういうような交流をしながら全町に広げ、意義を理解していただきながら取り組んでいくというふうな方法も一つあるのではないかなというふうに思っています。

当然そういった中で公費の負担のあり方、これについても当然、議論はされるんだろうと思っておりますが、いずれにしても4年間でこの交流、切れてはおりませんので、ちゃんと今までどおりつながってはおりますので、これをただそれだけではなくてもっと発展的な交流に持って行っていただけるような、そういった取り組みに繋げていただきたいなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） はい、了解。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） わたし2点。今の国際交流のこの減額の件ですけれど、今お話伺ったわけでありましたが、国際交流については当初から、旧中山の時代から今現在まであるわけでありましたが、国際交流協会とかという、ずっと、この間も総会があったようすけれど、ずっとアメリカの交流を続けてきておられる組織もあるわけで、そういう組織との、こういう計画についての、せっかくこういうお金をつけられるわけですから、いろんなまあ、相談をして計画も練るといようなことはされないんでしょうか。町単独で物事を考えてやられるといようなことなんでしょうか、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） はい、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんのご質問でございますけれど、もちろん中山地区を中心に今まで国際交流協会というのを設立されて、テメキュラとの交流を進めてきておられます。合併後もテメキュラハウスといような施設を作ったりしながら、まあ向こうから来られたときには、中心になってお迎えされるわけでありまして、また向こうとのやり取りも個人的な交流もあるいは団体としての交流も進んでいるわけでありまして。言いましたように、やっぱりこういったような組織を中心にですね、これが全町に広がっていくような取り組みが必要だろうといふふうに思っております。従いましてもちろんそういった国際交流協会の皆さん、ずっと続けてきておられるか、皆さん方と一緒に、やはりどうしていったら全町にもっと効果のある交流になっていくのかといことは議論する、当然必要だろうといふふうに思っております。以上であります。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） まあ結局、もう少しなんていいますか、交流協会、せっかくいろんな方が過去にも、この新町になってからも町長をはじめ行かれたわけでありまして。やっぱり交流協会のいろんな事業、催し等にそういう方が積極的にもう少し参加するよな組織づくりといものをやっぱり町の方が考えるべきでないかなとい気がするんですが、そうするといろんないい知恵も町も考えて出せるんでしょし、やっぱり何かだんだん年とともに交流に参加される人が増えるわけですが、やっぱりその帰ってこられて、いろいろ今後のことについての、町に提言したりいろんなことをする場っていうのがだんだんだんだん、尻すぼみになる気がわたしはしておりますけれど、そこら辺について今後やっぱり、もう少し違った観点で考えていければと思うんですが、そこら辺の考えについてはありませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。再質問に答弁させていただきますが、考えについてないかということ、そうしていかなくちやならないんだろうなと思っております。今まで大人の交流に旧中山以外の方も交流された方もあるわけでありますが、そういった方々も会員になりながら、そこで一緒に既存事業もご参加をしておられますし、そういった一緒になって取り組みをしていくこと、これからどうしたら広がっていくんだろうかということ、当然考えていくことだろうと思っています。

ただそれを町がどうするかということではなくて、町としてもその役割があるのかもしれないけれども、やはり基本的にはせっき民間団体としても国際交流協会を設立しておられるわけでありますから、そことそれぞれの主体性はきちっと、確保していただきながら、行政が一緒になってそれにどういった役割をしていくのかということはおっしゃるように一緒に話をしていき、高めていくことになるんだろうと思っています。国際交流にもアメリカではなくて韓国との交流協会を作っておられるところもありますし、いろんな組織があるわけでございまして、やはりそういったところをうまくつないでいくということも大事な課題ではないかなと。そうすることがまた町全体としての一つの国際交流というものの意識も高まっていくし、また組織が強化され、更には名和だ、中山だ、大山だという、そういったそのある意味での意識というものも薄らいでいく、一つになっていくことにもつながっていくんではないかなという思いも持っておるところでございます。以上です。

**○議員（17番 野口俊明君）** 議長、17番。

**○議長（鹿島 功君）** 17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口俊明君）** 続いて2点目お願いいたします。えーとですね、総務清掃費の印刷製本費であります。これについての内容をお伺いしたいと思います。それでこれが3問目でしょう。もう少し、なら詳しく言っておきます。

**○議長（鹿島 功君）** 野口俊明君、質疑は1点のみでなしにまとめて言っていただきますように。

**○議員（17番 野口俊明君）** はい、分かりました。それでですね、わたし今聞いておりますのが、たぶん費用が減ったのは、印刷が変わったんでないかなという気がするんですけど。うん？はい、そういたしますと、33ページ、11番の需用費印刷製本費、清掃総務費の。これでですね、お伺いしておきたいのは、いわゆる減額についてでありますけれど、たぶんわたし、こと中山で見ますと昨年10月から印刷のいわゆる様式、それから紙、それから印刷内容がもう全然変わっております。それで、ちょっとこの前調査しましたら、昨年10月から半年間の分が変わったということでありまして、この町の清掃業者にも調査しました。そうした時に、ごみの収集の出される状態が大変悪くなっていると。それが去年の10月のこの紙が変わってからだということ中山町内では聞いたわけでありまして、これについてどうして、前にわたしが委員長のとときに、各

町村の紙の状態を印刷方法といいますか、そういうもので、中山方式が結構いいではないかという皆さんの評判もあってそれにしてもらったような気がしておるんですけど、変えられた、どうして変えられたのか。それから本当にその収集状態が、中山が一番悪くなっているのかどうなのか。そういう調査、というかものが耳にはいつているのか、調査しておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） ただいまの質問は印刷の問題ですか、ごみ収集の話ですか。

○議員（17番 野口俊明君） ですから印刷によって、そういうことになっておると、だから印刷が悪いでないかということです。

○議長（鹿島 功君） はい、答弁者、理解されたという、いいですか。それでまとめてもう最後ですね。

○議員（17番 野口俊明君） はいそうです。

○議長（鹿島 功君） はい、答弁者。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） それではお答えしたいと思います。まず一点、この印刷製本費の減は、ポスターといいますか、分別の中身がよく分かるような大きなポスターを用意して今までもおりました、その中身を精査をしてもっと見やすいものにしようということで予算計上しておりましたけども、1月過ぎましてから、家電リサイクル法の改正等によりまして、家電製品の搬入搬出の方法が変わりましたり、それから今まで大山町では医療系の可燃物も収集してはおりましたが、その辺を西部の町村で統一した収集形態にしようというようなところがありまして、内容が大きく変わりました、このたびのカレンダーの、失礼しました、ゴミポスターの収集を見送りまして、これは次年度により精査をしてもっと見やすいものにしていこうということで、落とさせていただいております。

それから最初に言われましたのはたぶんカレンダーにした日程表のことではないかと思われまして、で、以前はそれぞれの各旧町でカレンダーであったり一覧表であったりいろいろしておりました。それも厚い紙が使ってあったりして統一性も図られておりませんでしたので、住民さんの声の中からもカレンダー方式にしてもっと見やすいものという声を聞いておりました、旧名和町はそういう経費の節減ということもありまして普通の紙に両面でカレンダー方式で印刷をしてお配りしておりました。で、19年度は、大山地区でもそういう要望が高かったのでそういうカレンダー方式にさせていただきました。で、20年度中山もそういう形でカレンダー方式にさせていただきました。その中でカレンダー方式にした時に、もうちょっとレイアウトをよくしたらどうかとか、見やすいものにしたらどうかとかというご意見は伺いましたけれど、概ね好評であったという具合に考えています。

で、そのカレンダーにしたことによって、ごみの分別が悪くなったというようなことはわたしは認識しておりませんので、その辺のところは調査をいたしまして、また住民の皆さまにも分別が徹底できるようなことを広報等で啓発していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 17番、いいですか

○議員（17番 野口俊明君） 終わります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 2点お伺いしたいと思います。内容的には同じような内容でございますが、部署が違うのかなというふうに考えます。

一点目は、37ページのですね、7ではありません、6でした。36ページの次世代鳥取梨産地育成事業補助金、これ知事が変わりましたでこのような名前が付いたと思いません。この補助金はまずどのような補助率、そして利用状況あるいは取り組み状況を伺いたいなど。

そしてこれ元々、梨を助けるといいますか、二十世紀特産品ですから、何とかせないけんなどという考え方に基いた補助金だったというふうに考えます。大山町も二十世紀梨大変苦しんでおります。これ、どうしてこれ、どの程度使ったのかなあ、ましてこれ使えなかったというようなネックというか、そのようなものがありましたらですね、それ伺いたい。

そして次ですが、41ページ商工振興費の方で、中小企業小口融資貸付金という4,214万8,000円減と、準備してあるにも関わらず使わなかった。あるいは使えなかったのか。これは先ほどの梨の件と一緒にですが、591万5,000円、これも準備してあります。使ってくださいよと。こういう補助金つきましたよ、なのにこれ使えなかったのか、あるいは必要ななかったのか。これもですね、借入状況あるいはその辺が変わったのか、銀行等の相手方があるわけですから、これ保証人もいます。その辺の審査とか、いろいろ銀行もですね、貸し渋りと言わないまでもね、貸したがらない、似たようなものですが、いろんなことが変わったのか。そのようなお話があればですね、皆さんこの大変な時期ですから、当然喜んだに違いありません。梨の方も貸付金の方も。それがこのように余るとようなことはどんなことかなと、お伺いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西尾議員さんの質問にはそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 次世代梨産地育成事業補助金のご質問でございます。

この事業につきましては、今年度県の補助事業として新設をされた事業でございます。

で、この事業は、新しい新品種で新甘泉、それからなつひめの苗木の新植、あるいは改植、またこれに伴います網掛け施設の整備、また灌水施設の整備、合わせて防除機械が必要であればその機械の整備と施設ということで新設をされた事業であります。で、これにつきましてはJAの方が事業主体になりまして取りまとめていただいて、こちらの方へ持ってきていただいくといった内容であります。で、9月に補正を計上いたしまして、予算措置を行っております。で、当初4名の果樹農家の方が申し込みをされておりました。で、この間、20年産の梨の収益が予想を下回りまして、この補助率に伴います個人負担、これに対応できないといったことがございまして、結果実績としてこういった減額となっております。で補助率につきましては、新植、改植が県が3分の2の補助でありますし、網掛け施設につきましても同じく3分の2であります。灌水施設と防除機械につきましては、県が2分の1、町が6分の1の上乗せをいたしております。以上であります。

[「いや、当初4名あったってことですからそれでどうなるんですか」と呼ぶ者あり]  
あ、当初4名でありましたが、結果2名の方が事業に取り組まれたといったこととございます。

[「何をやったんですか、2名の方が」と呼ぶ者あり]

実施されました2名の方、新植、改植に伴います網掛け施設の天網を設置しておられます。これは当初二重網とそれと天網ということでございましたけども、二重網は止められまして天網のみに規模の縮小をしておられます。もう1件はSSの購入でございます。1台、これにつきましても、実際には購入されました際に入札減で減額になっております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（小谷正寿君） 小口融資のことでお尋ねでございます。制度が変わったのかとおっしゃいましたけれども、そのとおりで19年の10月に小口融資の制度が大きく変わっております。それまでは、総額で1,500万円、その他の貸付も含めて8,000万円の枠がございましたが、1,250万ということになりまして総額でも1,250万ということで非常に借りづらくなったと、従いましてそういう情報が入ってございましたために、19年度には駆け込みの貸付申し込みっていうのが35件ございました。20年度は小口融資は8件にとどまっております。以上でございます。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 梨の話を書きましたけども、商工会も似たような話なのかなと思いますけども、これ、わたしね、このたびの経済対策に回りました。町独自でやるものはないかと言った時にですね、まあ「頑張ってみる」とかいろいろ言われましたが、実際にはそうでなかったかなと。わたしこのようなものを使ってあげたらどうな

のかなと。実は使いたいんでしょう。わたしそれが本当の今やらなきゃいけんことなのかなと実は感じます。そうするとですね、やっぱり梨は残るような気がしますね。今梨は大変だと思います。もうこれ商工会も一緒ですよ。そのようなことをね、もうちょっとなんっちゃうかね、本当でやる気はまだありますよと、いう意思表示はしているのにこれができない。どうにかならない、ならなかったかといったらどうにもならなかったと思います。これからどうでしょうか。それを聞きしたい。

○議長（鹿島 功君） 答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） ご質問の経済対策の中でこういった果樹の方の手当てといったことだと思います。農林の補助につきましては、それぞれ今回でも3分の2まで、で地元負担が3分の1ということにしています。で、今回町の方の6分の1の上乗せにつきましては、県下でも新しい制度ができて今年、すぐに対応していない町がほとんどでありましたけども、わが町はすぐ9月から対応いたしまして、さらに町の上乗せ分ということで6分の1を上乗せしています。で、経済対策としてあと、補助残の受益者の負担ということになりますと、まあさらにちょっと検討していかないといけないかなというふうに考えています。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。同じ質問のようだったですが。

[「いや、結構です」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） いいですか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（鹿島 功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） わたしはね、1点。交通安全対策についてお伺いしたいと思います。町長も今説明がありましたけども、わたしが聞き漏らしたのか、あるいは僕の集中力が欠けていたのか。

9ページに広域バス路線維持費補助金248万4,000円プラス、新交通体系促進補助金、これはマイナスの500万ほど。で、中山間地地域路線維持支援補助金、これはまた597万4,000円のプラス。またページをめくりまして21ページには、歳出になりますけども、地方バス路線維持対策補助金これは432万5,000円ほど、これはプラスになっております。大山町民、特に大山地区の人にとってこのバスのこと大変心配しておりますので、町長が答えられなかったら担当課長でもお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

[「もういっぺん詳しく説明して欲しいということです。」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） はい、それでは諸遊議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 諸遊議員さんのご質問に、どげなふうにご答えていいの  
かちょっと分かりませんが、歳入の方では、県からの補助金の増減を書いております。  
広域バス路線の維持費補助金というのは複数の町村をまたがるバスの補助金でございま  
す。それから新交通体系の促進補助金っていうのは、乗車密度が2.0を切ってその広  
域路線から落ちた路線の補助金でございました。で、これは20年度には該当がありま  
せんでしたので、当初計画をしておりましたけども全額落としました。それから中山間  
地域の路線維持支援補助金につきましては、町内完結型の路線とそれから巡回バスの補  
助金でございます。これを当初見込みよりも増額して県からちょうだいするということ  
になった予算でございます。

それから歳出の方につきましては、地方バス路線維持対策補助金ということで路線バ  
スの補助金として432万5,000円を増額したということでございます。以上でご  
ざいます。

○議長（鹿島 功君） いいですか。16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 2点、説明を聞き漏らしたかもしれないですけど、  
45ページの教育振興費、運転業務委託料168万円、これ残すところ1ヶ月ですけれ  
ど、ちょっと説明が、聞き漏らしたかもしれませんのでお願いしたいということ。

それから47ページの30人学級協力金、寄附金ということで200万円とありますが、  
このちょっと説明をお願いしたいということ、2点でございます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田恵子君） 運転業務委託料のことでしたでしょうか。

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

これは、スクールバスの運転業務の委託料でございます。これ当初の予算計上が少な  
くしてありまして、それで足らなかった分と、このたびの実績によるもので168万円  
になりました。

30人学級の協力金のことですが、1学級が200万円となっております。当初名和  
小学校の1年生と大山西小学校の2年生、一クラスずつ合計400万予算計上しており  
ましたが、去年の3月末になりましてから中山小学校の方で2名児童が増えたために1  
年生がこれに該当するようになりましたのでこのたび予算計上するものです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 45ページの運転業務委託料は、これ一月分あとが1  
68万ということですか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○学校教育課長（西田恵子君） そうです。あっ、すみません。議長、学校教育課長で  
す。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田恵子君） はい、そのとおりです。

○議長（鹿島 功君） 3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 18、19ページの企画費のところ、企画課長ばかりで申し訳ありませんが、ファンクラブについてお尋ねしたいと思います。ふるさと納税にもつながるとてもいい事業だと思っているんですが、概ね全部減額になっております。前年度と今年度の入会者数の増減はありますでしょうか。まずそれを。

○議長（鹿島 功君） 答弁。企画情報課長。

○企画情報課長学校教育課長（野間一成君） お答えいたします。会員は185名です、今は。

〔「前年度は。」と呼ぶ者あり〕

前年度でみたときには184でした。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） なかなか会員も増えないみたいですが、先ほどもいいましたようにふるさと納税にもつながるといのは、やはり一生懸命、今大山町をPRしております、このファンが増えるということはとても大事なことでと思います。で、なかなか1名しか増がないということ、わたしたちも、議員も努力がいたらなかったと思いますけれども、何かの広報か何かで、たぶん出身だけじゃなくて、大山町出身だけでなくどんどん関係者も、ファンの方は入って欲しいということがありましたけれど、まだまだ周知が足りないじゃないかと思ったりもします。それから、部によって企画だからこうじゃなくて、もしか、大山町が東京とか大阪に何か行かれますよね、イベントで。そういうときにも申込書を持って行って宣伝するとか、そういうことを考えられる、そういう工夫をされる予定はありませんでしょうか。あ、ということは課が違ってきますけれども、とにかく課を越えてこういうことは取り組んでいかなければならないと思いますけれども、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、吉原議員さんの質問に答弁させていただきます。まあ課を越えりゃあ、わたしが答弁せないけんかもしれせん。いずれにしてもこれにつきましては、せっかくのいい組織だと思っておりますので、多くの方に関心を寄せていただいて会員になっていただきたいな、そして応援団になっていただきたいなあという思い、これみんなが思っていることだろうというふうに思っています。

今年度も広報に入れ込みまして、「ご紹介ください」と、「町外に町出身でお住まいの方、どうかお知りあいをご紹介ください」、紹介いただいたらその方にこちらからご案内をして、そして加入の会員を増やしていきたいということでのお知らせをしたりし

ましたけれど、なかなかこれも反応が返ってこなかったというのが事実でございます。

いろんな場面で、わたしどもとしてもおっしゃるように、せっかくでございますので、この主旨をご理解いただいて会員になっていただくような取り組みをしていかなくちゃならないと思っています。これはまあいろんな場面に出ていったときもそうでありませうけれども、職員それぞれ、一人ひとりなりあるいは議員さん一人ひとりからもそんな方々を紹介いただきながら声していただくということの地道にやっつけていかなくちゃならないなと思っています。そのためにはもっと、話題としてとりくまなくちゃならないのは、「会員になっておったら得だぞ」「会員になっておったほうがええぞ」と、そういうふうな仕掛けも必要なんだろうなと思っています。それで得したという思いからふるさと納税につながってくれば、また他の人としても本当に効果があると思っています。一緒になって取り組む課題だろうと思っています。よろしくお願い申し上げます。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長、9番。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田美喜雄君。ちょっとまってください。

○議員（9番 秋田美喜雄君） チャレンジの件でお伺いします。チャレンジプランの申し込みというのは、わたしの聞いておるところでは、審査会があってそれに通って審査をして予算要求をするということだと理解しておりますけれど、なぜこういうような200万から上の減額が出るのかなと、ちょっと不思議でなりませんけれど、どういうわけでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 今回のチャレンジプランの減額でございます。今年度は8件対象がありまして、8件実施いたしております。で、この主な減額の原因といいますのは、施設の整備また機械の導入に伴いまして入札減でありますとか、価格の値引き、その安くなった分が、8件分積み重なった分の合計トータルがこの減額となっております。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長、9番。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） ということは、その8件分で事業費入札減だという積み重ねだということですが、要はなら審査の時に審査が甘いということでもよろしいというような考えにもなりますけれど、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 審査のことなんですけど、実は申請書を出していただくときには、定価あるいは見積もりで出てまいります。実際購入されるときには、それぞれメーカーとかも宣伝されますし、また施設ですと業者さんの方に請負だされる際に、何社からで見積もり取られます。その関係で差額が生じるといった内容でして、あくまで審査の段階では当初の価格での申請、それでもって審査が通るといった形ですんで、

実績としては先ほど言いましたようにいくらか安くなるといった内容です。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 36ページの一番下の方でございますけれど、雪害園芸施設等復旧対策事業で105万6,000円計上してございますけども、これは何棟、ハウスだろうと思っておりますけども、何棟今年の雪でつぶれたのか。

それからですね、補助率が県が4分の1、町が6分の1とチラッと聞いたんですけれど間違いはないか。それから復旧して施設をハウスを作るわけですが、また新しく作物等作る時にですね、なんらかの新規営農といいますか、そういうことについてのお考えはあるのか、ないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 雪害園芸施設等復旧対策事業につきましては今年1月の雪で、重たい雪だったということで被害が生じております。で、何棟だったのかということではありますが、ビニールハウスが4棟でありますし、梨の網掛け施設が1棟、合計5施設が今回の対象となっております。で、補助率につきましては、共済に入っておられるといった内容がありますので、これを40%のカウントにいたします。残った60%につきましては県が3分の1、町が6分の1の補助を行うといった内容であります。また復旧したあとの中の作物はどうなるかということですが、それにつきましては、それまで、これまで作っておられた作物を作られるかもしれませんし、またその辺のところは、普及所なりと農家の方と一緒にまたいろいろと協議といいますか、今後の進め方について検討していくということになると思います。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 21ページになります、公共交通対策費というところで先ほど先輩議員が質問されましたですが、少し深く聞いてみたいと思います。地方バス路線維持対策補助金に430万ほど出ておりますですね。これは合併してからこの路線には、もの凄く時間を掛けて話し合いをされたように記憶しています。それでわたしも旧大山町の方を走ってみますと、このバスにですね、あまりに乗ってらっしゃらないと見受けするんですが、その後調査をされたりしてこのバスが本当に生かされているのかということ、どのようにお考えでしょうか。他にまた対策がありますでしょうか。

まあ大山を控えておりまして、大山の方まで上がるということになりますと大変かと思いますが、今自家用車で行く人が多くて、どうでしょう、この路線バスの利用状況は。

○議長（鹿島 功君） 答弁。企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） お答えをさせていただきます。路線バスにつきましては

は、この自分で車を運転されない方の移動手段として大変重要な位置づけがあるものだと思います。利用の状況でございますが、利用の状況の調査は、日交バスの方で定期的にしております。で、その結果も出ておりますけれども、多い便もあれば少ない便もございます。で、ここに上げております補助金につきましては、大山地区の路線バスばかりではなくて、9号線を米子から走ってまいります下市線、これの補助金も入っております。ですからこの路線バスにつきましては、とりあえず大山地区のバスは今のところは、町内完結路線とそれから米子に行く便と区分けをして運行しております。この路線バスなり、町の巡回バスなり、今そういう格好でしておりますけれども、町内のこの公共交通機関のあり方っていうのはどういう格好がいいのかっていうのは、もう考えていかないけん課題だとは思っておりますが、新年度予算でも乗車状況の調査については、国の補助金を活用して町も調査をするようにしております。以上でございます。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解。

○議員（4番 遠藤幸子君） 議長、4番。

○議長（鹿島 功君） 4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） ページ数は32ページ、33ページのところで委託料についてお尋ねしたいと思います。環境衛生費の投棄廃棄物処理委託料、これが116万減額になっております。この内容とそれから33ページの方の作業環境測定委託料、これはどんなものでしょうか。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 答弁。住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） それではお答えしたいと思います。まず、投棄廃棄物の処理委託料についてでございますが、不法投棄のありましたものについて基本的にはその土地の管理者の方に処理をしていただくということになってはおりますが、どうしても取れないものというものについては町の方で担当者が運んだり取ったり業者の方に委託したりするところがありますけれども、この事業が県の方で県の補助事業がありまして、こちらの方ののってできるという見込みがたちましたので21年度の予算の方には計上させていただいておりますが、今回は、町の方の単町費の方からは見送りをさせていただいて減額といたしました。で、県の補助率は200万上限で2分の1が200万となっております。

それからもう一つ、作業環境測定委託料というところのどんなものかというところでございますが、これは中山地区と名和地区にあります焼却施設の排ガスとか集塵灰とか焼却灰のダイオキシン類の分析とか排ガス、窒素酸化物煤塵等の分析をしたり、工業の粉塵濃度の測定をする作業のことでございます。以上です。

○議員（4番 遠藤幸子君） 議長、4番。

○議長（鹿島 功君） 4番 遠藤幸子君。

○議員（４番 遠藤幸子君） こちらの投棄廃棄物の方は県の補助を使いながらそちらの方でって言われたですけど、この間わたしたち女性団体が集まって話をした時に投棄廃棄物がかなり目に付くっていう声はかなりあったんですけども、そういうものの連絡があったもの以外というのは、そういう道路の横、不法投棄の多い場所、たぶんご存知だと思うんですけども、そういうところの調査なんていうのはされないものなんではないか。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 答弁。住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 監視員さんをお願いしております、そちらの方から上がってくるものもありますし、それから住民の方が通りすがりで「あるよ」という具合に連絡が入ってくるものもあります。町の方で職員が外を回って調査をするということまではいたしておりません。

○議員（４番 遠藤幸子君） 了解。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第４９号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、３時５０分から。

午後３時３４分 休憩

---

午後３時５０分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。

これから議案第５０号 平成２０年度大山町土地取得特別会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第51号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第52号 平成20年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第53号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
○議長（鹿島 功君） これから議案第54号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
○議長（鹿島 功君） これから議案第55号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第56号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第57号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第58号 平成20年度大山町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第59号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第60号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第61号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第61号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第62号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 実は61号議案にも関係するわけですがけれども、似たようなものかなと思ひまして、62号の方でお聞きしたいと思ひます。

歳入の方で3ページですが、歳入の方で720万円の減額となっています。これを思ひますに、名和处理区というふうになっております。接続する予定がですね、大幅に減って、分担金が入らなかったというふうに理解しておりますが、じゃあどの程度加入が、望んだ加入とどれくらい違ったのかと。接続率、以前に先輩議員が前回もこの表がなくてですね、どうだったのかということもありましたし、先輩議員が質問した時にも加入率は大変悪うございました。今でもこれ見ますにやっぱり悪いですね。特に名和地区は人口も多いわけですし、大きなウエイトを占めると思ひます。それなのにこういったことで、実は公共下水も滞納が増えたり償還金が始まったりということで、これから将来的に上下水、両方ともですね、苦しい状況になる。そのためにも加入率アップということが命題になっておるわけです。昨年この話が出ておりましたが、そのような話をしてもどうかと思ひますが、とりあえずですね、720万円の減ということは予定よりも大幅に少なかったということだろうと思ひますが、その辺をどのような努力と、そして結果はどうだったというようなことと、これからのこれを加入するやり方のようなことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○水道課長（松田晴夫君） 議長、水道課長。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（松田晴夫君） ただいまのご質問にお答をいたします。当初、当初予算で

は、新規加入を80件ということで予算計上をいたしておりました。現実に2月末時点で加入見込み、加入実績を取りまとめましたところ56件しかありません。24件の減ということになりました。そのためにこれからの加入、もう年度末もまいりましたので、加入実績にあわせて減額ということにさせていただきました。

それで年度内の努力はいかがかと、加入の勧誘はどうかということでございましたが、町報によりまして3回実は加入状況を見ながら、PRをさせていただいております。町報の8月号と12月号、それから町報のお知らせ版の2月15日号で加入促進のPRをさせていただいております。新年度につきましても引き続き加入率が向上いたしますように努力をしたいというふうに考えています。以上でございます。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 80件予定しておったということです。これ公共下水道ですけども、農集の関係もあるわけですけど、両方がだいたい50パーくらい、54と50パーですか、というふうになっておりまして、この公共の方が悪いわけです。今この議案第62号の方が悪いわけですし、これ80件ということはですね、目標80件、現実問題56件、これを見ますと、あと760件、760件ということはですね、80件を目標ということは、7、8年、9年で完結。100%目指すということだろうか。で現実問題56件ということで推移されると13、4年、掛かるということになるのかなと思います。これそれで大丈夫？はっきり言いまして、ちょっとね、もう少し頑張らないと接続率上がりません。早い時期に、まあ接続のやり方、負担金の払い方というのは、各旧町で違ったと思いますし、まあ中山・大山、個々に違うわけですが、これ負担金の払い方とかね、その辺もちょっと聞きながら何か対策考えていますか？

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○水道課長（船田晴夫君） 議長、水道課長。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） 公共下水道の方につきまして、確かにご指摘の通り、名和地区の加入率というのが、2月、1月末の調定のものをお手元にお配りしていただきまして、50.78%という率、低い率でございます。その他のところは70%から80%程度の加入率がありますけども、工事の完成時期と非常に大きく影響があるだろうというふうに思っています。他のところは10年以上、長いところは20年、完成してから経過しておるということで、年数を経て加入率も上がっておるというふうに理解をいたしております。

名和地区の公共下水道につきましても、経済状況が悪いということもありますし、農業集落排水に比べて加入時の加入金を払っていただくというシステムになっておりますので、その辺の負担増ということも考えて、なかなか加入率が悪いのではないかと

ふうには思っていますが、鋭意PRに努めていきたいというふう考えていますのでよろしく願いをいたします。

それから農業集落排水についての加入率の件の話もありましたが、農業集落排水は事業が完成した時点で接続するしないに関わらず、加入金を払っていただいておりますので、その分個人の負担が少なくて早く加入金を払っておる関係で早く接続した方がいいというお考えで接続率が非常に高かったのではなかろうかなというふうに推測をいたしております。以上でございます。

〔「支払い方法なんか考えていないですかね。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） えー、そのことにつきまして、再度きちっとして質疑してください。

〔「いいえ、さっき言いましたよ、最初に。考えてないですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） 支払い方法のことについては現時点では他の方法は考えておりません。

〔「了解です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑。14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 同じく3ページですが、使用料及び手数料、大山処理区の400万円マイナス、大幅にマイナスになってはおりますが、これはまあ使用料ですから既に契約したところですが、こんなに見込みが違ったということはどういう、まあ大口が契約を止めたのか、ちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○水道課長（船田晴夫君） 議長、水道課長。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） 使用料の減額を計上させていただいております。これ、大山処理区の使用料がですね、大山寺地区の使用料が旅館等が水量制によりまして徴収をいたしております。これは観光客の減少に伴う収入減であろうというふうに推測いたしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） いいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第62号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第63号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし。」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし。」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第64号 平成20年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし。」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし。」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第64号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第65号 平成20年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 歳入に関して質問をいたします。本会計は、今としては

ほぼ中山のナスパルタウンの分譲に関しての予算というふうに考えてよろしいかと思うわけですが、中山のナスパルタウンにつきましては、110区画中、今現在まだ40数区画が売れ残っておる現状です。そういった中でですね、平成20年度は取りあえず6区画分の販売を見込んで予算をあげたわけですけれども、提案理由の説明を聞きますと、今1軒申し込みがあるようですけれども、販売実績としては20年度としては1軒だというご説明でした。

今、本当に何度も出ていますが、経済状況が悪くてなかなか家を建てようという意欲も減少している中でですね、毎年1軒、2軒、3軒ずつぐらいしか売れないようであれば、ナスパルタウン完売するまでに20年ぐらいも掛かってしまうというような状況も見通せるわけです。そういった中でですね、どのような販売努力をなさってきたのか、改めてご説明をお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 答弁。

**○建設課長（押村彰文君）** 議長、建設課長。

**○議長（鹿島 功君）** 建設課長。

**○建設課長（押村彰文君）** 近藤議員さんの質問にお答えいたします。ナスパルタウンの販売努力はどうやってるのかということでございますけれども、実はナスパルタウン、合併した17年には7区画、18年には8区画、19年には9区画と売れてまいりました。20年には、先ほど近藤議員さんからありましたけど、6区画をみておったわけです。今までの販売実績からいけばですね、6区画ぐらいは売れるだろうと、いう見込みは甘かったかもしれませぬけども、そういう見込みを立てておりました。ただ現実には、経済状況の悪化というのが一番大きな原因だと思いますけれども、1区画今契約をし、1区画の申し込みがあつておるということで非常に20年度、売れ行きが悪かったというのが実績でございます。

そういうような状況の中で、あらたに平成20年度に取り組みましたのは、実は山陰道開通効果を狙ってですね、交通の利便性が高まるだろうということであらたにパンフレットを作って、そこに山陰道からの交通アクセスの良さをPRしたのが、まず今年行った一つのPRでございます。その後、正月の帰省される方に対しまして、3チャンネルでナスパルタウンの放映をさせていただきました。そして今取り組んでおりますあらたな販売戦略といたしましては、ハウスメーカーさん、西部のハウスメーカーさんにナスパルタウンの情報を配信するというのを今取り組んでおるところでございます。これにつきましては、ハウスメーカーさんと現地見学会ということでいろんな意見交換をしたときの意見としてですね、そういう情報をやはり提供すべきだというご意見をいただきましたので、今そういう具合にハウスメーカーさんに情報提供ということをあらたな販売戦略としてやっておるとおるところでございます。以上でございます。

**○議員（1番 近藤大介君）** 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1 番 近藤大介君。

○議員（1 番 近藤大介君） いろいろ諸事情厳しい中、担当課なり町としては一生懸命頑張っているというふうには理解するわけですが、そもそもナスパルタウンの1 期目の造成なり分譲が始まってからもう7年、8年も経とうかと思えます。振り返ってみれば少し投資が過ぎたのかなと、あの場所で110区画作ったのは作りすぎだったんじゃないかなという気が、実はしているところなわけですが、毎年6区画、7区画、少しずつ売れているからいいというものでもないとはわたしは思うわけですし、今現在、40数区画、金額ベースにすれば2億円もの町の財産が遊んでるような状況だというふうに考えることができるというか、考えるべきだと思うんです。一刻も早く完売することを目指す。まず目標はそこにあるわけで、そう思ったときにですね、ちょっと調べてはきておりませんが、全国的には土地の価格も下がってきております。本当に今の分譲単価が今の経済状況から考えて妥当なのか、やはりそういったところも定期的にチェックする必要があるんじゃないかと。ここで坪当たりいくらを切ると採算が合わないからもうこれ以上下げられません、なんて言っても購入される方は販売する側の都合で買われるわけじゃありませんから、場合によっては適正価格を見直す値引きをすとか、あるいは何かしら住宅を求める方に、ほんにここがいいと思わせる何かメリットをさらに付ける、そういった工夫をしていかないとなかなかこの問題は解決しないと思うんですけれど、そういった部分についての取り組みの考えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（鹿島 功君） 建設課長。

○建設課長（押村彰文君） 全国的に地価が下落しているということはよく存じておりますが、このナスパルタウンの分譲価格を引き下げるという考え方は今現在は私は持っておりません。それは今まで販売した方に対して単価の均衡は保ちたいという考え方から今引き下げる考えは持っておりません。

それともう一点でございますけれど、何かの付加価値を付けてと、販売促進をということでございますけれど、その付加価値を付ける努力はやっていかなくちゃいけないと思っておるところでございます。この場で、具体的にどういう付加価値を付けるのかということは申せませんが、そういうことは充分考えていくべきだというふうには思っております。以上でございます。

○議員（1 番 近藤大介君） 議長、1 番。

○議長（鹿島 功君） 1 番 近藤大介君。

○議員（1 番 近藤大介君） こういう言い方をするのが適切かどうかは分かりませんが、いってみれば今残っているナスパルタウンの残っている分譲地、はっきり言って売れ残りだとわたしは思います。スーパーでも新鮮なうちは値段は安いですが、

2日、3日経てば同じ値段では売れない。あるいは新鮮さは関係ない同じものであっても、人気があれば値引きしてでも売るとというのが、世の中では経済原則になっています。確かに定価坪当り、平米当り1万4,000円だか5,000円で買われた方からしてみれば、何年か経ってお隣りに3割引き、4割引きで購入された方が家を建てられるのは、決しておもしろいというふうには思われなはいとは思いますが、かといっていつまでも両隣りが空いているような若干寂しげな分譲地に住んでいるというのも、決してそういうことを望んでおられるわけではないと思うので、そういった部分含めて経済原則ということについてはどういうふうにご考えておられるのかということのご見解をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは再質問にわたしの方から答弁させていただきます。実態としてまだ区画が残っているというのは事実でございます。それぞれ担当課努力をしながら分譲に向けて頑張っておりまして、7、8、9、10かなと思ったら下がっちゃったんですが、ただいずれにしても確かに町の資産であります。売れば大きな財産になる分ではありますが、ただ造成費に対しての償還がきている中で、それをこれから一般財源として、取りあえずはその償還にあたっては補填をしていかななくちゃならないということでもありますから、そういった意味では早くその分譲地を売買をして、その売買した金額で償還をしていき健全な財政を、この会計を守っていかななくちゃいけないということはあるんだと思っています。ただ今売れてきていない一つのどーんと冗談みたいに言いましたけれど、7、8、9、とって10かと思ったらストーンと1になったというのは、これは決して今の努力が足りないということではなくて、今の経済情勢は当然あるんだろうと思っています。

そうしますと、この経済情勢を見据える中で、確かにおっしゃるように、わたしはそのある程度の期間が経てば、おっしゃるようにその魅力というものが下がってくるという部分もあるんだろうと思っています、需用に対して。ただ生鮮野菜と違うのは、これはある意味で腐りませんから、少し在庫としておいてでも、次の値打ちが出てくるときを見計らってまた更に攻勢を掛けて売っていくという手法もあるんじゃないかなというふうに思っておりまして、ただ、まあそれでも駄目な部分は当然わたしは近隣の価格の中では少し下げてでもご理解いただければ、わたしはそうして完売につないでいくということは、それは施策としては必要だと思っています。

ただ今この時期なのかということだと思っています。今この時期に売れない状況というのは、価格ではなくて今の経済情勢、あるいは町の取り組みの弱さから売れないわけでもないわけですから、だから今の時期としては、やはりこれの分譲地の存在というか、PRはしていかななくちゃなりませんけども、そこまで歩切りをしてまで今対応して本当に売れるのかというと、少しそれは無理があるんじゃないかなと。従いまして少

し様子をみながら、特にあそこにインターが開通するという予定もあるわけでありますから、そういった状況も見据えながら、経済情勢も見据えて本当に早期の完売につながるような取り組む、もちろんやっていきたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

〔「了解」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

これから、議案第65号を採決いたします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第65号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第66号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第66号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鹿島 功君） これから議案第67号 平成20年度大山町索道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶものあり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

### 散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、明日、4日に会議を開きますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

---

午後4時22分 散会